

# いかにして靖国神社は占領期を生き延びたのか

## ——通俗的主張の批判的検討——

マーク・R・マリズ Mark R. Mullins (上智大学)

訳：齋藤公太 (東京大学大学院)

補訳：柴田理愛 (上智大学大学院)

筆者は上智大学の国際教養学部および大学院グローバル・スタディーズ研究科における宗教学の教授である。この研究を可能にした多数の組織と個人に対しては感謝の意を表したい。親切にも収蔵図書を開覧するための手筈を調べ、資料を再三リクエストすることに応じてくれた以下の文書館員には恩義を被っている。オレゴン大学図書館特別コレクションのブルース・タブ Bruce Tabb。ニューヨークのメリノール伝道文書館のマイケル・P・ウォルシュ・メリノール宣教師 Michael P. Walsh, M. M.。ヴァージニア州ノーフォークのマッカーサー記念図書館・文書館のジェームズ・ツォーベル James Zobel。そして、クレアモント大学協会ホノルド/マッド図書館特別コレクションのキャリー・マーチ Carrie March。中野晃一には、この研究で扱う資料に関して長時間議論したこと、そして重要な日本語の出典に目を向けさせてくれたことに感謝したい。島藺進とベン・ドーマン Ben Dorman もまた、この論文の草稿に関して有益なアドバイスとコメントを与えてくれた。初期の原稿について編集上の示唆を与えてくれたシンディ・マリズ Cindy Mullins にも、同様に感謝している。

靖国神社は日本の戦没者や「昭和殉難者」のための場所であるが、しばしば論議を呼び起こす。戦後においてそれは何度も公衆の関心と議論の的になってきた。1969年から1974年にかけて、自由民主党は靖国神社法案を通過させようと奮闘した。その法案は、靖国神社を再び国有化し、直接的な政府支援を提供しようとするものであったが、広範囲に及ぶ抗議を引き起こした。それから10年後、中曽根康弘首相およびその他の政府代表者が「公式参拝」を行った際、特に1985年の8月15日に参拝した時に、靖国神社は再び注目を集めることとなった。その時に中曽根は公費から3万円を献納した。その献金は、靖国神社に対する政府支援の再制定を進めるためになされたきわめて象徴的な行為として、多くの人々に解釈された。それはすぐさま批判的な反応を呼び起こした。日本国内では多くの知識人と宗教指導者が首相の独断的行動に対する強い反対を表明した。国際的な批判もまた、中国、北朝鮮、韓国、シンガポール、ソ連の新聞やメディア報道において見られた。こうした非常に否定的な報道と反応を受けたために、中曽根は翌年に予定されていた神社への参拝を取り消した。そして中曽根政権は懇談会を組織してこの問題を検討させ、将来的な政府の方針に対する勧告を提出させた<sup>i</sup>。その結果として首相による「公式の」靖国参拝は10年以上も見合わせられ、1990年代においては議論も沈静化していった。

---

訳注 i 著者の言う「懇談会 a study group」が「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」を指すのならば、その発足は1984年7月17日、報告書の提出は1985年8月9日で、いずれも中曽根首相の公式参拝よりも前のことである。

公衆の議論に再び火をつけたのは小泉純一郎首相だった。小泉は——与党である自民党の総裁に立候補した——2001年の選挙公約で、公的な立場において靖国神社を参拝すると約束していたが、彼がその公約を遂行し、2001年から2006年にかけて何度も参拝を行ったことが論争のきっかけとなった。14人のA級戦犯が1978年に祀られ、崇敬の対象になったという事実があるために、政府関係者による儀礼への参加はよりいっそうの問題をはらんでいた。小泉の独断的行動に対する否定的反応を見て、首相としての彼の後継者たち——安倍晋三、福田康夫、麻生太郎——は、その短い在職期間において靖国神社に参拝することを避けた。麻生はその数年間でも特に率直な靖国神社の支持者であり、右派的な一般雑誌である『諸君』の2008年2月号において、首相は靖国神社に参拝「すべき」だという自らの立場を明白に述べていた<sup>1</sup>。自ら強硬に表明した意見にもかかわらず、彼はその短く、困難な在職期間中において、参拝に踏み切ることはなかった。だが自らの主張責任を果たそうとしたのか、2009年4月の春季例大祭には靖国神社に献金した。このような支持の表明でさえも報道機関に取り上げられ、中国への訪問を前に批判的な関心を集めた。

1970年代まで靖国神社は主として国内において関心を持たれていたのだが、それ以降は次第に国際的な規模において論争が行われるようになった。首相やその他の政府関係者が神社へ参拝したことに対しては、日本の近隣諸国の政府から非常に批判的な声明が発表された。それに加えて、韓国や台湾の市民もまた、彼らの家族が戦後になって祀られたことに対して正式に反対し、議論に関与することとなった。日本の仏教徒やキリスト教徒と協力して、これらの外国人は靖国神社と日本国政府に対して訴訟を起こした。それは憲法（第20条と89条）に対する違反と疑われるものを阻止し、彼らの亡くなった家族を神社の霊璽簿から抹消するためであった（合祀取り消し訴訟）<sup>2</sup>。

このような批判と、日本への「内政干渉」と目されるものに直面して、靖国神社の支持者たちは黙ってはいなかった。政府関係者は靖国神社における戦没者の慰霊儀式に参加するあらゆる権利を——さらには義務さえも——有しているという見解を支持する出版物は、過去数年の間に数多く刊行されてきた。さらに靖国神社の支持者たちは、そうした愛国的な振る舞いは全ての日本国民においても奨励されるべきだと主張する。これら靖国賛成派の出版物に関してとりわけ興味深いのは、彼らの見解を正当化するために、しばしば占領期初頭における、ある「物語a story」に訴えるということである。手短かに言えば、その物語とは次のようなものである。ドイツ人のカトリック司祭、ブルノー・ビッテルBruno Bitter, S.J. (1898-1987)<sup>iii</sup>は、上智大学のイエズス会共同体に属していたが、靖国を破壊すると

<sup>1</sup> [麻生・宮崎 2008 : 36] を参照。これは宮崎哲弥によるインタビューからの引用である。

<sup>2</sup> 第20条と89条は信教の自由を規定し、宗教的行事への強制的参加から個人を守り、明白に宗教を国家的支持から分離している。こうした法的な努力に関する浄土真宗による記述は、[菅原 2005] を参照。西山俊彦は、父親への祭祀を取り消そうとする苦闘が失敗したことについて、カトリックとしての批判的な観点と暫定的な報告を提供している。[西山 2006,2007] を参照。現在も継続しているこの法的な闘争に関する簡単な分析は、[Mullins 2010] を参照。

訳注 ii ビッテル神父の名前“Bruno”を日本語で表記する場合、「ブルノー」と「ブルーノ」の二種があるが、この翻訳では一般に通用していることを鑑みて「ブルノー」を用いた。

いう計画に関してダグラス・マッカーサー将軍から相談を受けた。靖国神社の側に立ってビッテル神父が述べた道徳的な主張と嘆願は、マッカーサーを説得し、その性急な計画を延期させた。そして靖国神社は「救われた」のである、と。現代における多くの靖国支持者は、このような外国人神父の訴えとその実例を、自らの立場に対する十分な道徳的正当化として、そして国際的な批判に応答するための有効な防衛手段として捉えてきた。

この叙述は戦後の初期から口伝えで流布し、1970年代初頭に2つの日本語の記述が出版されて以降、より広く知られるようになった<sup>3</sup>。その後それは1981年に神道の出版物において報告され、ついには靖国神社のウェブサイトにとどり着き、「靖国神社を守った神父」と題された記事になった。この記事は事の経緯を詳しく述べて、ビッテルに対する深い感謝と敬意を表している。というのもビッテルの介入は、靖国神社を占領軍による避けがたいと思われた破壊から守ったからである<sup>4</sup>。過去数年にわたって、この叙述は多くの出版物において繰り返し語られてきた。それはジャーナリストや政治家、カトリックの著述家、漫画家、そして学者など、様々な人々によるものである<sup>5</sup>。私のここでの関心は、この叙述を（個人的見解に基いて）「使用」、あるいは「濫用」し、現代のイデオロギー的な目的のために従事させることにあるのではない。しかしながら、この叙述が多様な形態と文脈において頻繁に現れることを考慮すると、そのような語りや、占領時代における他の歴史的記述や資料と照らし合わせて批判的に再検討することは、たしかに重要であると思う。

これから明らかになることであるが、この叙述に関する一般に流布した解釈には、いくつかの重大な問題がある。第一の問題は、現代の大多数の記述において見失われたある人物に関係している。大抵の記述では、ドイツ人のイエズス会士であるブルノー・ビッテル神父が窮地を救った主人公である<sup>6</sup>。しかし、この叙述のオリジナルの日本語版では、アメリカ人のメリノール会司祭であったパトリック・J・バーン神父Fr. Patrick J. Byrne (1888-1950) がビッテル神父の重要な協力者として登場する。たしかに、戦争中においては二人の司祭の中ではビッテルの方がよく知られていた。彼は上智大学のイエズス会共同体における主任司祭であり、その評議員の一員であり、そして戦争中は日本におけるバチカンの代理人を務めていた。というのも、その時期は教皇使節であったパオロ・マレーラ

---

<sup>3</sup> [志村 1971] および [朝日ソノラマ 1973] を参照。これらに関してはのちに議論する。私が初めてこの事件に関する言及を見つけたのは、[スィングドー 1993 : 335-336] においてであった。これに促されて私は、この物語のオリジナルの出典を調査したのである。

<sup>4</sup> この省略された記述の出典として、ウェブサイトは [木山 1981] を引用していた。この記事は雑誌『やすくに』に掲載されたものである。この物語はどうやらサイトから削除されたようだが、2008年には見ることが可能だった。 <http://www.yasukuni.or.jp/siryou/1407.html> (2008年3月30日に閲覧)。

<sup>5</sup> たとえば、[斎藤 2007] [麻生 2006a,b] [三浦 2005] [小林 2005] [春山 2006] [新田 2008] [ドーク 2006] [Doak 2008] を参照。

<sup>6</sup> 1898年にドイツに生まれ、第一次大戦における軍役を経たのち、ビッテルは1920年にイエズス会に入会した。米国でしばらく過ごしてから、ドイツ・イエズス会日本布教部の代表として、1934年に日本に到着した。米国で彼は上智大学の復興資金の調達に携わっていた。彼に関するより詳細な伝記的知識は、[上智大学 1989-1993] 第3巻の39、137、170-171、195-198頁、同第4巻の173-179頁で得ることができる。ビッテルの生涯の簡単な年表、いくつかの写真、そして今考慮している物語の概要は、[名越 1999 : 138-139] にある。

Paolo Marellaがフランスに任命され、国内にいなかったからである<sup>7</sup>。

それと同時に、バーンもまたアジアにおけるカトリック教会の発展に関して重要な役割を果たしていた<sup>8</sup>。韓国でメリノール会の伝道を始め（1923-29）、アメリカで総長補佐を務めた後、バーンは1933年に日本での伝道の発展を援助する任務に就き、翌年の1934年に日本に派遣された。彼は京都がメリノール会の任務の中心地になるべきだと確信し、報告書を作成した。ローマに送られたその報告書は、教団の伝道区域として京都を指定するよう訴えるものだった。1937年、日本の教会は、プロパガンダ・フィーデPropaganda Fide（海外での布教活動を担当するローマ教会の省、布教聖省としても知られる）の命令により、京都府（宮津と舞鶴の要塞化された軍事地域を除く）および滋賀県が、メリノール会の伝道区域として指定されたことを知らされた。1941年12月に戦争が勃発した後は、全ての日本のメリノール会士が——バーンを除いて——米国への送還の手はずが整うまで神戸の収容所に抑留された。バーンは京都での伝道に深い愛着を抱いていたため、彼の上官が本国へ帰還するよう再三要請しても抵抗した。戦争が続いている間、彼は京都で軟禁状態にあった<sup>9</sup>。日本の敗戦の直後に彼は国民全体に知られるようになった。というのも彼が朝日新聞の記者と協力して、やがて到来する進駐軍と日本の大衆に向けて一連のラジオ放送番組を作成したからであった（この件については後述する）。

ビッテルと同様に、バーンも靖国神社のための訴えに関与していた。両者はそれ以外の日本人の懸念に関する代弁者でもあり、マッカーサーが天皇を戦争犯罪の起訴から守り、戦後の日本においてなお国民統合の象徴であり続けるのを許したことに對しても、強い支持を表明していた。この時代の往復文書は、マッカーサー将軍との関わりにおいて、どちらかといえばバーンの方がより重要な役割を果たしていたという証拠を提供している。元々の日本語の記述が両司祭の役割を認めていたことを考慮すると、なぜ現代の多くの解釈がドイツ人イエズス会士の方を好み、アメリカ人の司祭をその語りから省略しているかは判然としない。

---

<sup>7</sup> 1945年、マッカーサー将軍と文通した際に、ビッテルは自らを「上智大学の主任司祭」と呼んでいたが、これは名声や権威を増すために誇張された肩書きであったのかもしれない。マレーラが不在の時にはビッテルがバチカンの代理人を務めたのだろうが、占領期に至るまでそのようなことはなかった。1945年12月31日付の「総会長神父への手紙Letter to Father General」の中で、バーンは彼の上官にマレーラもまたマッカーサー将軍に会ったと言及している。よってビッテルは明らかにその時にはマレーラの代理を務めていなかったのである。Byrne Correspondence, Box 3. 様々な通俗的インターネット・サイトにおいては、ビッテルは「上智の学長」と描写されている。だが、彼がその地位に就いたことは一度もない。

<sup>8</sup> ここで注目に値するのは、日本におけるキリスト教の大規模な歴史的辞典である『日本キリスト教歴史大事典』が、パトリック・ジェームズ・バーン神父に関する記事を含んでいるにもかかわらず、ビッテル神父に関するものはないということである（[海老沢 1988: 1146-1147]を参照）。バーンに関する情報は、Patrick J. Byrne Papers, Maryknoll Mission Archives, Maryknoll, New York, 及び Raymond Lane による伝記から引いた [Lane 1955]。この伝記は膨大な量の保管文書資料を使用している。

<sup>9</sup> メリノール会文書館には、たとえば神戸のスイス領事館領事、M・C・シャンプーM. C. Champoudからパトリック・バーン師にあてた1944年2月29日付の手紙が保管されている。この手紙には以下のようなメッセージが含まれている。「次のようなメッセージを私の公使館が受け取ったことを、どうか知ってください。それはあなた自身に関することです。『バチカンの承認により、メリノール会はバーンに本国へ帰還せよとの命令を繰り返す』」。Byrne Correspondence, Box 3.

通俗的な叙述の二つ目の問題点は、靖国神社を破壊するという決断が、あらかじめ決定されていなかったことを示す証拠が数多く存在するという点である。米国国務省は占領政策を指導し、信教の自由と政教分離の原則が戦後の社会秩序において中心となるよう指示する文書を作成していた。いかにしてこの原則を日本の土壌に適用し、いかにその影響を靖国神社や他の神社のような特定の組織に及ぼすかということは、連合軍最高司令官（SCAP）の民間情報教育局（CIE）の宗教課職員によって解決されなければならなかった。この宗教課の職員は、日本の政府関係者、学者、そして様々な宗教団体の代表者たちと協議を行っていたのである。

第三の問題は、ビッテルが靖国神社を救ったという叙述がより大きな文脈を参照することなく語られており、また膨大な量の証拠文書を無視しているということである。それらの証拠によれば、靖国神社は1945年の後半にカトリックによる介入の結果として「救われた」のではなく、それはいまだに継続中の調査と討議の対象であったという。実のところ、占領が継続していた数年間に、靖国に実際何が起きたかを検討することによって明らかになるのは、靖国神社の不安定な状態が最終的に解決したのは結局1951年の8月だったということである。

この論文では、この叙述の日本語の出典を検討することから始め、通俗的な語りから消失した重要な細部のいくつかを紹介する。政府の記録と様々な公文書資料を引くことにより、物語の一部——実際にカトリックの司祭たちがマッカーサー将軍に対して靖国神社を助命するよう訴えたこと——を裏付ける確証が提示されるだろう。だが私は同時に、司祭たちの嘆願がSCAPの宗教課の政策立案者に影響を及ぼし、それが占領期における靖国神社の運命を決定的に形作ったとする証拠はない、ということも主張したい。宗教課によって作られた資料、日本の学者と政府関係者による記述、そして靖国神社の記録、を検討することによって明らかになるのは、むしろ、アメリカ人と日本人の重要な関係者——彼らは通俗的な語りでは見失われている——もまた、国家神道やその神社に関する判断と最終的処分を決定する上で貢献していたということである。

### 語られていた叙述の概要

ビッテル神父が靖国を救ったという叙述の通俗的な記述は、2つの日本語の出典に基づいている。一つは志村辰弥（1904-97）により、当初1971年に出版された『教会秘話』である<sup>10</sup>。志村は東京教区におけるカトリックの司祭であり、戦後のカトリック教会の再建において、ビッテルとの密接な関係のもとで働いていた。二つ目の、そしてより詳細な記述は、マッカーサー将軍と占領期に関する叙述を集めた本に見出される。『マッカーサーの涙—ブルノー・ビッテル神父に聞く—』と題されたその本は、出版社朝日ソノラマの編集者によって1973年に作られたものである<sup>11</sup>。この本はビッテルに対する一連の5つのインタビュー

<sup>10</sup> [志村 1971 : 203-206] を参照。この著作の復刻版は1991年に刊行された。

<sup>11</sup> [朝日ソノラマ 1973 : 63-119]。

一に基いている。ビッテルは、彼の日記における占領期初頭の記録——28頁のドイツ語文書——を参照して、これらの出来事を再び語るための手引きとしていた<sup>12</sup>。

ビッテルの説明によれば、SCAPの司令部から来た、最高指令官の副官であり軍事秘書であるH・B・ホイーラー大佐Colonel H. B. Wheelerが、10月中旬に「急な要件」に関して彼に接触し、靖国神社の破壊の可能性に関する「覚書」を送り届けると伝えたという。ホイーラーの説明では、マッカーサー将軍がこのような計画をカトリックがどのように見るのか知りたがっており、翌日早くに意見を書面で受け取ることを期待しているということだった。ビッテルは即座にメリノール会の伝道師であるパトリック・バーン神父を呼び寄せ、その問題に関して議論した。2人は覚書に対するカトリックの応答を作成し、それを次の日ホイーラー大佐に提出した<sup>13</sup>。

ビッテルが述べるところによると、この文書の中で司祭たちは、靖国神社の破壊を提案した計画に対して反対の意を表明し、全ての国民には祖国のために死んだ者たちを悼み、回想するための場所が必要である、とマッカーサーに訴えたという。実のところ、死んだ者たちに対して敬意を表すことは市民の義務であり、権利である。靖国神社は単に神道の伝統の聖域ではなく、むしろいかなる信仰の人々も——神道も、仏教徒も、キリスト教徒も——戦没者の魂を敬うことができる国民の追悼施設なのである、と彼らは続けて述べた。さらに彼らは、靖国神社の破壊は測り知れない結果と深刻な損害をもたらし、人々の感情を害する可能性があるという警告した。そして靖国神社を保存することは、精神的混乱の時期において日本人を救うことになるだろう、と彼らは結論づけた。もし靖国神社が破壊されるのならば、それは間違いなく占領軍の記録における重大な汚点として認識されるだろう<sup>14</sup>。

それからしばらくして、あるカクテル・パーティの席上でマッカーサー将軍が次のように打ち明けたとビッテルは語っている。マッカーサーはカトリックが靖国神社を擁護するとは全く予期していなかったという。そうではなくて彼は、カトリック教会は靖国と全ての護国神社を破壊するという提案を支持するだろうと想定していたのである。というのも、それはおそらくキリスト教の伝道の任務と戦後の教会の発展にとってより良い状況を作り出すだろうからである<sup>15</sup>。

志村辰弥の記述は、朝日ソノラマの本に収録された叙述に厳密に従っている。だが、いくつかの混乱させ誤解させるような情報を付け加えている。志村は、司祭たちがマッカーサーに対する応答を提出した数日後に、靖国神社は人々の国民的記念碑を意味しているの

---

<sup>12</sup> インタビューが行われた時にビッテルは70代半ばであり、問題になっている出来事からおおよそ四半世紀経っていることを考慮に入れると、この日記の存在は決して取るに足らないことではない。

<sup>13</sup> この出来事がいつ起きたかということに関しては、2つの記述の間にいくつかの不一致が見られる。[朝日ソノラマ 1973 : 99]によれば、それは10月中旬だったというが、[志村 1971 : 203]は、それが11月に起きたと示している。

<sup>14</sup> これは広く引用され、言い換えられたカトリックの応答の要約であるが、[朝日ソノラマ 1973 : 118]に見出すことができる。

<sup>15</sup> [朝日ソノラマ 1973 : 117,127]。護国神社は、明治時代以降日本中の県に建立された招魂社に由来している。靖国神社と同様、これらの神社は戦没者のために創設された。1939年に、これらの神社は内務省によって護国神社と改名された。

で廃止されることはない」とSCAPの司令部が発表したと伝える。彼はまた、いかなる信仰の人々も自らの伝統による儀礼を行うことが可能な場所になるという条件のもとで、靖国神社が国家によって運営され、財政的に支援されることになっていたと付け加えている<sup>16</sup>。実際には、神道指令の結果として、全ての神社——靖国を含む——は国家の管理と財政的支援から分離された。神道指令はCIEの宗教課によって1945年12月15日に公布され、神社に関する占領期の全般的な政策を確立したのだった<sup>17</sup>。その上、私が以下で証拠文書を示すように、靖国神社は自らの「宗教的本質」を明白に定義し、仏教団体やキリスト教の教会と同様の宗教法人として登録することによってのみ、ようやく占領時代を生き延びたのである。

### マッカーサー将軍とカトリックの司祭たち

この通説を理解するためには、いくつかの基本的な疑問に答えることが必要である。第一に、なぜマッカーサーは靖国神社の運命に関してこの特定の時期にビッテルとバーンに接触したのか。第二に、なぜ彼はこのような問題に関してわざわざ外国人の司祭たちに相談したのか。第三に、元の日本語の記述で言及されている「覚書」の本質と内容とはどのようなものだったのか。第四に、1945年の日本においてビッテルとバーンは、靖国とその他の神社についてカトリックの司祭としてどのような観点を採っていたと推定されるのだろうか。いくつかの文書館と米国国務省文書に保管されている往復文書は、これらの事柄を扱うために必要な背景知識と情報を提供してくれた。

まず初めに、最後の問題から取り上げたい。1945年におけるカトリック教会の公式の立場は、日本政府と同様、神社は主として市民的儀礼の場所であって、宗教的崇拝の場ではないというものだった。これが常にカトリック教会の見解だったというわけではない。1936年までカトリック教会は、神社は宗教的本質を有していると考え、カトリック信者が神社の儀礼に参加することを偶像崇拝の行為として禁止していた。この問題に関する教会の立場を変えさせる直接のきっかけとなったのは、上智大学を巻き込んだ1932年の事件だった。上智大学はビッテルが配置されていた大学である<sup>18</sup>。

事件は1932年5月5日、上智大学に配属された軍事教練将校である北原一視大佐が、予科2年の17歳の生徒数名を靖国神社へ連れて行った時に起きた。この時、数人のカトリックの生徒が神社で敬礼を行わなかった。その2日後に北原は、カトリックの生徒が靖国神社に祀られている戦死した日本人兵士の霊へ適切な敬意を払わなかったことに関して、学

---

<sup>16</sup> 志村の記述における日本語の原文は以下のようなものである。「今後は、国がこれを管理し、いずれの宗教においても、そこで固有の宗教儀式を行うことができ、それらの費用はすべて国が支弁すべきである」[志村 1971 : 205-206]。マッカーサーの見解に関するこのような解釈については、以下の11-12頁におけるビッテルの陳述にも証拠を見出すことができる。

<sup>17</sup> 神道指令に関しては以下を参照。22頁(注61)、および29-30頁。

<sup>18</sup> この事件と、神社の儀礼に関するカトリックの立場の展開をめぐっては、膨大な量の文献がある。たとえば、[Nakai 2007] [グローブ 2006] [Minamaki 1985] [Pfister 1955] [Swyngedouw 1967] [スインゲドール1993]を参照。

長のホフマンを問い詰めた。だがこの面会でホフマンは、生徒たちの振る舞いは神社に関する教会の立場と一致する、と断言した。ホフマンの返答に不満を示し、北原はこの事件を陸軍省に報告した。結局陸軍省は北原を別の場所に転属させ、結果的に上智における軍事教練課程は1年間近く停止することになった。事件は報道機関によって広く報道され、この危機的な時期において上智の評判を傷つけた。

このような危機に対応するべく、東京の大司教だったジャン・アレクシス・シャンボン **Jean Alexis Chambon** は文部省に手紙を書き、生徒たちに期待されている神社参拝の意味について説明を請うた。9月30日に文部省の代表者は次のように返答した。参拝は教育的な目的を有しており、神社で生徒が行うように求められる敬礼は、「愛国心ト忠誠トヲ現ハスモノニ他ナラス」と<sup>19</sup>。この返答は、神社参拝は「宗教的」ではなく、むしろ全市民の市民的な、そして愛国的な義務の表現であると言っていると解釈しうる。そのためこの返答は、シャンボンやその他の日本における教会の権威が、神社参拝に関する教会の立場を変更するように勧告する際の根拠を与えた。関連するローマの省でこの問題が検討されたのち、1936年5月、布教聖省長官であったピエトロ・フマゾーニ・ビオンディ **Pietro Fumasoni Biondi** 枢機卿は日本に指令を送り、カトリック教徒による神社参拝への参加を直ちに許可すると指示した。というのも神社参拝は宗教的な行為ではなく、単なる愛国心と皇室に対する敬意の表現にすぎないからである<sup>20</sup>。

このような公式の立場と神社の儀礼に関する解釈が、1945年の後半にバーンとビッテルが靖国神社を代弁してマッカーサーに懇願した時の根拠として機能したということは、バーンが1945年11月にメリノール会の親しい同僚に宛てて、「私の胸から不平を取り除くために」書いた手紙から推測されうる。この中でバーンは以下のように述べている。「マッカーサーは、『国家神道』を破壊しなければならないというワシントンからの声明に悩まされていた。何てこった！ 国家神道は愛国心の表明以上の何物でもない。それは、プロテスタントとカトリックとユダヤ教徒が、アーリントンの無名戦士の墓で花輪を供えるようなものなんだ。それ以上のものじゃない！」(傍点引用者)<sup>21</sup>。

占領時代の初期にマッカーサー将軍がこれら二人のカトリック司祭に助言を求めたのは、

<sup>19</sup> 文部省の鳩山一郎へのシャンボンの手紙は、上智大学に関する資料集である [上智大学 1989-93] の補遺 279 頁に収録されている。その返信は、同第3巻の74頁にある。

<sup>20</sup> 英語の指示に関する論考は、[Minamaki 1985 : 154-158] を参照。オリジナルのラテン語文書の出典については、[同 : 301 (note 101)] を参照。この文書自体は神社の儀礼への参加が「許可される」と述べているにもかかわらず、岡田武夫大司教は、この時代に関する批判的な省察の中で、教会はすぐさま忠実な信者たちに参加を命令しはじめたと指摘している [岡田 2007 : 61-62]。このような解釈に関する証拠は、1937年の『日本キリスト教年報』における、カトリック教会についてのパウロ田口芳五郎の報告に見出される。「1936年5月26日、教皇庁は日本の教皇使節に、祖国に対するカトリック教徒の聖なる義務に関して公式の指示を發布した。日本のカトリック教徒の祖国に対する頑強な忠誠心が疑われないために、教皇庁は、国民的神社の儀式の純粋に愛国的な側面を認めたため、権威によってなされたこの趣旨の様々な宣言に従って、生徒がこれらの儀式に参加することを許可するというカトリック司祭の判断をここに承認した。この判断は、全てのカトリック教徒を含むまでに拡大されるだけではなく、カトリック教徒が、皇族に対する赤子としての崇敬と愛国的感情の表明において、他の市民よりも決して劣ってはならないということをも明確に述べるものだった」 [Taguchi 1937 : 94]。

<sup>21</sup> Letters from Patrick Byrne to “Dear Charlie,” 12 November 1945, p. 6. Byrne Correspondence, Box 3.

おそらく様々な要因があったためであろう。第一に、両司祭は 1945 年 8 月の後半から 10 月にかけて、マッカーサーに個人的な手紙を何度も送っていた。また、彼らは占領初期の数ヶ月において、GHQにおけるマッカーサーの部下と常時連絡をとっていた。マッカーサーに送られた手紙は、カトリック教会の未来や日本に居住する外国人伝道師（とりわけドイツ人）の運命について様々な懸念を提起していた。たとえばビッテルは、ドイツ人のカトリック伝道師と様々な宗教団体の構成員を本国に送還するという計画が既にある、と伝え聞いていた。マッカーサーへの懇願の中で彼は、このような教会で働いている者たちが、戦後の再建の努力においてどうしても必要であると主張し、彼らが日本に留まることを許可するよう嘆願した<sup>22</sup>。バーン神父から将軍への最初の往復文書は、いくつかの異なる問題に及んだ。1945 年 8 月 31 日付けの手紙で、バーンは最初に将軍との会見を要請した。それは、「アメリカ人との協力」や、「アメリカ人の天皇に対する態度」といった問題に関する「日本人自身の見解と感覚について、いくつかの『非公式の陳述』」を提供するためであった。バーンはまた 3 ページの覚書も添付し、その中で占領政策とアメリカ人兵士の振る舞いに関する多くの懸念を提起した。その懸念とはたとえば、「女性への危険に対する恐怖」や、「皇居の上を低空飛行する飛行機」のような「天皇に対する意図的な侮辱」として見なされる行為などである。彼は「横須賀でのレイプ」や「横浜での発砲」について言及し、それらは「即時の行動」に値するとした<sup>23</sup>。その他の往復文書が明らかにしているのは、これ以降の数ヶ月、マッカーサーが何度も司祭たちと会っていたということである。

単に司祭たちは将軍に直接手紙を書くだけではなく、マッカーサーの政策を激賞し、彼の立場を擁護した。たとえば、ワシントンD.C.の外交委員会委員長であったデーヴィッド・ウォルシュDavid Walshに宛てた 1945 年 9 月 20 日の手紙の中で、バーンはマッカーサー将軍を称賛し、彼は「見事に達成した事柄の中でも、天皇と神社に対する崇敬を尊重するという素晴らしい政治的手腕によって、勝利を決定的なものにしました」と主張した。バーンはさらに、日本人に対して「ナチス的な態度」を抱き天皇の解任を求める人々がマッカーサーを批判していることに対抗して、彼の取り組み方を擁護した。後者のような天皇の「廃位」は、「7 千万人の従順な、今では協調的な市民を、一夜にして暴動を起こす無秩序的な群衆に変えてしまうでしょう。マッカーサーの極めて現実的な政策のもとにあるのでなければ、占領軍の軍事力は今の 2 倍あっても足りないでしょうし、駐留の期間も今の 10 倍より必要になるでしょう」とバーンは論じた。バーンの書簡は、この上院議員に対して、マッカーサーの占領への取り組み方に対する支援が維持されるように力の限り取り計らうことを懇願して締めくくられている<sup>24</sup>。

マッカーサーがビッテルとバーンに接触することにしたのは、彼らが単に西洋人であっ

<sup>22</sup> Letter to General Douglas MacArthur from Bruno Bitter, S.J., Rector of Catholic University, 30 August 1945. Bitter-MacArthur Correspondence.

<sup>23</sup> Letter to Douglas MacArthur, Grand Hotel, Yokohama, from Patrick Byrne, Superior, Maryknoll Fathers, Japan, 31 August 1945. Byrne-MacArthur Correspondence.

<sup>24</sup> Letters to Senator David Walsh, Chairman, Foreign Relations Committee, Washington, D.C., from Father Byrne, Kyoto, Japan, 20 September 1945. Byrne Correspondence, Box 3.

たということだけではなく、むしろ、占領が始まるまでの時期において、彼らが日本における有名なキリスト教指導者であったという事実とも確実に関係があった。先にも述べたように、上智大学のイエズス会共同体における主任司祭という地位のゆえに、おそらく戦時中は 2 人の間でもビッテルの方がより知られていた。だが、日本の無条件降伏を天皇が発表した後の週に、バーンは急速に公衆に知られるようになった。このことは、戦後初期におけるもう一つの忘れられた「秘話」に彼が関与していたことと関係があるが、ここではそれをごく簡単にしか紹介することができない<sup>25</sup>。

朝日新聞の記者であった宮本敏行は、国民の恐怖と不安に対処するため、ある考えを思いついた。それは、安全と保護に関して公衆を安心させるようなラジオ放送を製作する、というものだった。日本人は当然のことながらアメリカ軍の差し迫った到来に不安を感じており、特に性的暴力に対して懸念を抱き、そうしたことが起こるに違いないと恐れていた。宮本は東京大司教の事務室を訪れ、このような辛い状況の最中においても、人々に希望に満ちたメッセージを語るができる人物を紹介してほしい、と頼んだ。『教会秘話』の著者であり、ペトロ土井辰雄大司教の補佐としてこの事務所に配属された司祭であった志村辰弥は、京都のアメリカ人メリノール会司祭であるバーン神父がこの重要な使命に適した候補者だろう、とただちに示唆した。

宮本は京都に行ってバーン神父と会い、8月18日に彼と一緒にラジオ放送で用いられるメッセージを製作した。このメッセージの基本的な内容は、8月19日の朝日新聞朝刊に掲載された。宮本によるこの記事は、バーンが到来する軍隊に対し厳重に規律を守るよう懇願したことを伝えた<sup>26</sup>。同日に 2 人は東京に行き、時間通りその晩のNHKスタジオにおいてバーンのメッセージを伝達した。メッセージはその後数日間放送された。日本への途上にあるアメリカ軍に対して、バーンは抑制と自重を懇請し、暴力的な、あるいは不道徳な振る舞いに関与することによって彼ら自身や祖国に恥辱をもたらすことがないように嘆願した。日本人に対しては、彼は占領が「平和進駐」になるだろうと約束し、恐れるようなことは何もないと請け合った。もし彼が軍隊による不祥事を認めた時には、権力者に対して即座に応答するよう警告すると約束し、全世界が占領下の日本で実際に何が起きているのか知ることができるように、電報でバチカンに報告する、と述べた。

メリノール会の文書館に収められたカトリックによるこの一件の記述と、バーン神父のラジオ放送の影響に関する評価は、「平和的な占領が後に続いた」と述べている<sup>27</sup>。それに

---

<sup>25</sup> [志村 1971 : 182-186] と [朝日ソノラマ 1973 : 63-70] の双方が、この事件に関する記述を含んでいる。この物語についての追加的な説明は以下に収録されている。[高橋・鈴木 1989 : 131-141] [Lane 1955 : 154-155] [秋山 1985 : 153-164]。

<sup>26</sup> 日本語の見出しは「上陸する米兵達よ、守れ厳重な規律」というものだった。『朝日新聞』1945年8月19日付の記事に加えて、宮本はバーン神父の人生に関する一連の記事の一部において、この事件の詳細な記述を書いた。この記事は、秋田県の宗教団体、聖体奉仕会によって発行された雑誌『湯沢台の聖母』において、2年間にわたって掲載された。この雑誌の187-215号におけるバーン神父に関する記事は、『大和撫子達の恩人』と題されたコレクションに編纂され、カトリック高野教会のウェブサイト上で閲覧できるようになっている。<http://www.takano.catholic.ne.jp/genkan.html>

<sup>27</sup> 以下の文書におけるバーン神父の活動についての報告と評価を参照。”Background and Circumstances

もかかわらず学者たちは、多数の性的暴行と不法行為がとりわけ最初の数週間において実際に起こったことを、証拠書類を挙げて立証してきた<sup>28</sup>。バーンのラジオ放送の実際の影響がどのようなものであったにせよ、AP通信社は彼らに関する報告を8月25日にニューヨークに送り、それは様々な感情と反応を引き起こした<sup>29</sup>。占領初期において日本に配置された従軍記者たちはバーンとビッテルの両者に面会し、彼らについて言及した報告を米国に送り、米国では両者に関する記事が『ニューヨーク・タイムズ』のような主要新聞紙に掲載された。このようなニュース記事もまた、おそらくマッカーサーが司祭たちに対して関心を向けるきっかけとなったのだろう<sup>30</sup>。

### 背景—「覚書」の到着—

両司祭とマッカーサーとの間の直接的な往復文書、そして戦後初期におけるバーンの活動をニュースが報道したことを考慮に入れるならば、「覚書」の到着によって靖国神社をめぐる「危機」が突然引き起こされた時に、マッカーサーが彼らに接触をしたことは特に驚くべきことではない。特にこの文書に関してはいくつかの混乱があるようだ。それは、部分的には、1972年の *Monumenta Nipponica* におけるウィリアム・ウッダード William Woodard の *The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions* に対するビッテルの書評に見出される、彼自身の言葉が生み出したものである。

著者〔ウッダード〕は、1945年11月の靖国神社における秋季例大祭に関する問題を適切に指摘している。というのも、その事柄に関してGHQでは相当な懸念が感じられていたからである。数週間後、一群のアメリカ人将校たちは、靖国の問題はこの神社の焼却という単純な方法を用いることによっていっぺんに解決する、という提案さえした。マッカーサーはさらにこの問題に関して覚書を書き、この提案された行動方針について賢明な見解を要求

---

of the article published in the Japan Asahi Newspaper August 20, 1945.” Byrne Correspondence, Box 5. メリノール会の記述では『朝日新聞』8月20日付の記事を引用しているが、私の所持しているコピーでは8月19日の日付である。おそらく他の版では8月20日に掲載されたのだろう。

<sup>28</sup> 占領時代に関する最も重要な歴史家である竹前栄治は、占領期の最初の数日間に行われた陸軍兵と海軍兵の不正行為を詳細に記述している。これは、連合軍最高司令官が検閲規定を發布し、施行する前に日本の報道機関が報告したものだ。「新聞の説明によれば、占領の最初の一週間において、横浜地区ではGIの犯行による重犯罪が931件あったという。すなわち武装強盗が487件、通貨や商品の窃盗が411件、強姦が9件、侵入が5件、暴行と発砲の事件が3件あり、その他の非合法行為が16件あった。占領の最初の十日間で、神奈川県だけでもアメリカ人兵士による強姦が1,336件報告された」[Takemae 2003: 67] および [Dower 1999: 579] を参照。宮本の記述はバーンを「大和撫子達の恩人」として言及しているものの、敗戦直後の混沌において、これが一人のアメリカ人司祭によって保証されうるようなものでなかったことは明らかである。

<sup>29</sup> [Lane 1955: 154-155]。

<sup>30</sup> その例としては次のような記事がある。“Priest Battled Blazes and Saved School,” by Robert J. Doyle, *The Milwaukee Journal*, 1 September 1945, p. 3. この記事は、ニューヨークのフランシス・スペルマン大司教による東京への訪問について報告している。スペルマンは「1929年から大学〔上智〕を率いているドイツ人イエズス会士であるブルノー・ビッテルに対し、真正の師号を授与した」という。*The New York Times* on 7 October 1945, p. 26, に見られる記事は、パトリック・バーン神父と東京のメリノール会神父からの速達便について報告しているが、それはマッカーサーの「日本における政治的手腕の奇蹟」を称賛するものだった。

した。そしてキリスト教の宣教師たちがこのような極端な計画に対して率直な批判を述べたことは注目に値する。この出来事において靖国神社は無傷のままだったので、マッカーサーは靖国が特定の宗派に属さない組織として見なされることを求めた。それは、神道、仏教、キリスト教などの各宗教の一員が、祖国のために命を捧げた人々に追悼式を行う権利を得るようにするためだった。マッカーサーの計画がどうなったかはわからない。だが、特定の宗派に属さない儀式は、実際には一度として靖国神社で行われなかった<sup>31</sup>。(傍点引用者)

ビッテルはマッカーサー自身が靖国に関する覚書を書いたと示唆しているが、これが事実であったとは思われない。むしろ、マッカーサーは「覚書——信仰の自由 Memorandum: Freedom of Worship」と題された文書に関して、司祭たちの見解を求めていたのである。この文書は、10月中のある時に、GHQのマッカーサーの机に届いたものであるらしい。

この覚書は、1943年10月20日に、米国国務省によって組織された敗戦後の日本に関する計画グループによって、あらかじめ作成された多くの文書の一つにすぎない。部局間極東地域委員会Inter-Divisional Area Committee on the Far Eastとして知られるこのグループは、1945年の7月までに200を超える回数の会合を行った<sup>32</sup>。そこから生まれた一つの重要な建議が、問題になっている1944年5月15日付けの覚書である。この覚書は、「米国の初期対日政策の要綱Summary of United States Initial Policy related to Japan」と題された文書の一部になった。この文書は国務省が1945年4月19日に仕上げたものである<sup>33</sup>。この覚書のGHQへの到着という出来事が、おそらくマッカーサーにカトリック司祭への相談を促したのであるが、覚書の内容はその理由を示している<sup>34</sup>。

「覚書——信仰の自由」は、「国連は、宗教的信仰の自由の原則に則っている」が、戦後の日本におけるこの原則の履行が困難を伴うであろうことは認識している、と述べる。この覚書は「神道を、宗教として、極端な国家主義から区別することが困難であることを考慮した上で、日本において占領軍が信仰の自由を許可すべきか否か」という「問題」に直接的に対処している。続いて覚書は、ある特定の神社を好戦的国家主義の象徴的中心として認定す

<sup>31</sup> [Bitter 1972 : 484]。

<sup>32</sup> 占領期前におけるこのグループの展開と仕事に関する有益な背景知識については、[Takemae 2003 : 204-205,210] [中野 1993] [Borton 1967] を参照。

<sup>33</sup> Memorandum 1944. この文書はオンラインでも利用可能である。

<http://digital.library.wisc.edu/1711.dl/FRUS.FRUS194405>. 勧告部分の抜粋は、Appendix A:2 of Woodard 1972, p. 289 にある。

<sup>34</sup> 覚書が1945年10月にGHQに到着したという推測に対する証拠は、ウィリアム・バンスWilliam Bunceの陳述に見出される。バンスは1945年の秋からSCAPのCIE宗教課において指導的な役割を果たした人物である。1984年の竹前栄治によるインタビューの中でバンスは、1945年12月に神道指令として公式化された神道に関する資料を作成している時に、当初「いわゆるSYNCC [State-War-Navy Coordinating Committee] 文書」に気が付かなかったと説明した。この文書は、ドイツ、オーストリア、韓国に関する様々な戦後政策文書に加えて、本稿で考察しているところの覚書も含んでいた。バンスは続けて次のように述べている。「SWNCC指令の中にあったいくつかの資料が、10月に入ってから相当経つまでマッカーサーの司令部に到着しなかったというのは、興味深いことだ」[竹前 1987 : 198] (傍点引用者)。このことは、マッカーサー将軍が10月中旬 [朝日ソノラマ 1973]、あるいは11月初旬 [志村 1971] に、ビッテルとバーンに接触したと述べる2つの日本語の記述と一致している。

る。その神社とは、たとえば靖国神社、明治神宮、乃木神社、東郷神社などである。それらは、宗教的信仰の自由の原則に全く違反することなく閉鎖することができる。なぜなら日本政府が、国家神道は宗教ではなくむしろ愛国心の表明である、と繰り返し主張してきたからである。しかしおそらく、これらの神社を容認することは軍事的敗北と同時に起こり、そしてこれらの神社を強制的に閉鎖するよりも陸軍を解隊することの方が人々に対する国家神道崇拝の支配力を弱めるためには有益であろう。神社の強制的な閉鎖は、この崇拝を強めることにつながりかねない。

覚書は、以下のような「勧告」によって閉じられている。

- (1) 宗教的信仰の自由は、占領後ただちに公布されるべきである。
- (2) 古代の神道宗教の神社は、引き続き開放されることが許可されるべきである。ただし、そのような神社が反体制的活動に利用されていることが認められた場合を除く。
- (3) 太陽の女神に奉納された伊勢神宮は、引き続き開放されることが許可されるべきである。ただし、経験的に神宮を閉鎖することが賢明であると考えられる場合を除く。
- (4) 厳密な意味での国家主義的な神社においては、儀式や集会、すなわちそのような神社における示威運動や大規模な群衆を含むものは、禁止されるべきである。国有神社の職員は、物理的な管理人以外解雇され、国庫から給与を受け取るべきではない。これらの神社は、個人の参拝に対しては引き続き解放されるべきである。ただし、そのような行為が公共の秩序と安全に矛盾すると思われる場合は除く。(どれが国家主義的な神社であるか決定する際には、CAAはプロテスタントとローマ・カトリックの宣教師から指導を受けることが推奨されるだろう。) <sup>35</sup>
- (5) 進駐軍がいかなる神社に対しても損害を与えないよう注意が払われるべきである。
- (6) 仏教寺院に関しては、いかなる行動も必要とされるべきではない。
- (7) キリスト教の教会は、団体と信仰の完全な自由の回復によって解放されるべきである <sup>36</sup>。

この覚書に照らしてみても明らかになるのは、マッカーサー将軍がビッテルとバーンに接触した時、単に彼は、神社の本質とその将来に関する最終的な決定がなされる前にキリスト教宣教師に相談するべきだという勧告に従っていただけだった、ということである。同様にビッテルとバーンは、この覚書が提起した問題に応ずるべく靖国の存続を求める嘆願を系統立てて述べたのである <sup>37</sup>。

<sup>35</sup> 頭字語の「CAA」とは陸軍分析センターthe Center for Army Analysisを指す。

<sup>36</sup> Memorandum 1944, pp. 1207-208 (傍点引用者)。

<sup>37</sup> ビッテルとバーンがマッカーサーの事務所に提出したオリジナルの文書のコピーがある場所は、突きとめることができなかった。しかし「靖国に対するカトリック教会」Catholic Church vis-à-vis Yasukuniと

マッカーサー将軍自身はプロテスタント（聖公会）であった。それゆえ、なぜ彼がプロテスタント宣教師にこの問題について相談しなかったかは判然としないのだが——彼がそうしたことを示す言及や記録を私はこれまで発見していない——それはおそらく、戦時中の日本では非常に少数のプロテスタント宣教師しか残っていなかったという事実によるのだろう<sup>38</sup>。候補者の筆頭は、ダニエル・クラレンス・ホルトム Daniel Clarence Holtom (1884-1962) であつたらう。ホルトムは、1910年から1940年まで日本におけるパプテスト派の宣教師であり、神道学者としても認識されていた。しかしながら、日本が敗北した時に、彼はカリフォルニアにいた。1945年9月に彼は連絡を受け、公立学校における神道の問題について助言を求められていたものの<sup>39</sup>、マッカーサーや誰か他の人間が、靖国神社に関して何をすべきかということについて意見を尋ねた記録はない。もし誰かが尋ねたのであれば、国家神道の完全な破壊を求める米国内の強い声に対する、靖国神社への強固な弁護を聞くことになっただろう。ホルトムは、占領政府が神道の神社に、とりわけ靖国神社に対してどのような行動をとるかを、カリフォルニアから心配しながら観察していた。彼の見解は、当初1945年12月12日に *Far Eastern Review* に提出されたエッセイにおいて示された。それは、神道指令が公布されるわずか3日前のことだった。

その怒りの深さを描写するためには、ここで少しばかり想像力を働かせることが有益であろう。その怒りとは、もし外国の征服者によって無名戦士の墓が閉鎖され、あるいは破壊されて、戦闘で亡くなった家族の思い出を永続させようとする努力に当たり前の表現が与えられない場合に、我々自身の中で起こるような怒りであろう。次のこともまた心にとめておくべきである。日本の人々の大多数にとって、靖国神社とは追悼の聖域以上のものである。それは、死者の魂はあの世で生き延びるという広く流布した信念と深く結び付いている。靖国神社は、これらの魂が集い、引き寄せられる、国民的交流の中心である。外からの権力がこうした慎重に扱われるべき信仰の場を、外形的な命令とそれに伴う武力によって侵略するならば、異文化の聖なる側面に対処する技能が欠落し

---

題された1945年11月30日付けの文書は存在しており、ウッダード・コレクション Woodard Collection に保管されていた。著者は示されていないが、ウィリアム・バンスの名前が文書の二ページ目に現れている。そのためこれは彼の靖国に関する個人的な覚書からのものかもしれない。日付と内容が示唆しているのは、これがビッテルとバーンがマッカーサーのために作成した陳述の要約である可能性が高いということである。カトリックの立場の概略は、4つの点によって描かれている。「1、靖国神社は、国の戦没者のための国立の追悼施設となるべきである。2、国の所有物であり、政府によって管理されるべきである。3、例年の祭りは、『無宗派』であるか、あるいは全く舉行されないかのいずれかであるべきである。4、いかなる種類の宗教的儀式も許可されるべきであるが、いかなるものも強制されるべきではない。」この要約の後に、次のような無署名の陳述がある。「その儀礼と儀式は神道」であるが、「1932年の論議は、『政府が、これらの行為（敬礼）は単に死者を礼遇するための市民的な性格のものである、という趣旨の明確な声明を出したことに従って』パチカンによって決着がつけられた」。「[“Catholic Church vis-à-vis Yasukuni”] を参照。この文書は、[中村 2007 : 175-176] においても言及されている。

<sup>38</sup> [Ion 1993 : 341] は、1942年7月までに日本におけるイギリス人、カナダ人、アメリカ人のプロテスタント伝道師の総数が39人しかなかったことを報告している。

<sup>39</sup> [Woodard 1972 : 26] の報告によれば、実のところ宗教課はホルトムを勧誘し、日本に帰らせて仕事を手伝わせようと試みていたという。だが、健康状態が悪かったために彼は渡航をすることができなかったのである。以下の注73も参照。

ていることを、白日のもとに曝すであろう<sup>40</sup>。

続けてホルトムは「我々の政府がこの種の偏狭な偶像破壊をもくろむということを信じる理由はない」と述べているが、これは明らかに彼が、いかなる神社も廃止しなかった神道指令の実際の内容を知らされるまで心配していたことだった。ビッテルやバーンとは対照的に、ホルトムにとって靖国神社を保存すべき根本的な理由は、「死者の魂が集い、引き寄せられる」ような「国民的交流の中心」としての宗教的性格という前提に堅く依拠していた、ということにも注意すべきであろう。この立場は、1920年以降のホルトムが、神社は宗教的なもの以外の何かであるという議論に断固として反対していたことと一致していた。

多くのアメリカ人が神道は日本の軍国主義の中心であると考え、靖国とその他のいわゆる「国有神社」の「完全な破壊」を支持していたことは否定しがたい。占領軍の何人かのメンバーはこの見解を共有していた。しかし、今回の通説は占領軍が靖国神社を全くもって破壊するつもりだったと主張するのだが、それは方針としてあらかじめ決定されていたわけではなかった。先に検討した覚書が指し示しているのは、戦後の日本のための計画立案に従事していた者たちが、より注意深く、実践的な取り組み方を推奨していたということである。この文書が明らかにしたところによれば、国務省は状況の複雑な本質を認識しており、どのような政策が採用されるにせよ、その「意図された」結果と「意図せざる」結果の双方を適切に考慮するよう、現場の者たちに忠告していた。もし日本政府が促進していた神道の論理と定義——それはまた、本稿で考察を加えているところの記述においてカトリック司祭たちにより支持されたものであるが——に従うならば、靖国とその他の神社は「非宗教的」な場所であるため、信教の自由の原則に違反することなくそれらを閉鎖することは可能であるだろう、と政策立案者たちは推測していた。日本政府による神社の解釈を考慮するならばこのような行動方針を合法化することは可能であったが、それにもかかわらずあの文書は政策立案者たちに、そのような決断がなされた場合に起こりうる好ましくない影響について考慮するよう明らかに警告していた。

先にも触れたように、ビッテルは靖国神社の破壊を求める一群の軍将校について言及していた。ウッドワードの報告によれば、宗教課には「軍事神社は真正な宗教組織でないと主張し、それらを解散して財産を没収するよう政府に指示することを推奨する」職員もいたという<sup>41</sup>。1948年にはハワイから来た日系アメリカ人のフランシス・モトフジFrancis Motofujiも宗教課に配属されたが、彼は靖国神社の存続に対してなお強硬に反対していた<sup>42</sup>。このような文脈の中で、1945年の秋には、靖国神社の廃止を「真剣に考慮すべきである」

---

<sup>40</sup> [Holtom 1945]。「神道のジレンマThe Shinto Dilemma」と題されたこのエッセイは、ホルトムが神道指令を読んだのちに撤回され、その代わりに別のものが出版された。この2番目のエッセイは、「神道の新しい地位The New Status of Shinto」と題された。[Holtom 1946]を参照。占領時代における神道の新たな状況に関する彼の見解は、1947年の改訂版『近代日本と神道国家主義Modern Japan and Shinto Nationalism』（初版は1943年に出版）に収められている。[Holtom 1947]を参照。

<sup>41</sup> [Woodard 1972 : 160]を参照。

<sup>42</sup> [中村 2007 : 125]を参照。

と考えた日本人もいたことを想起すべきだろう<sup>43</sup>。

もしビッテルとバーンが正しいのであれば、マッカーサー自身は日本の戦没者が追悼されることは適切であるという見解に対して共感していたことになる。もっとも、マッカーサーがアーリントン国立墓地の実例に従って靖国神社を非宗派的な、あるいは宗教的に中立な場所に変えようと計画していた、というビッテルと志村の主張を確証するような証拠はない。むしろ、マッカーサーとバーンやビッテルとのやりとりの大部分は、日本においてキリスト教を促進するという共通の関心をめぐって展開されていたように思われる。バーンの1945年12月31日付けの「総長神父への手紙 Letter to Father General」からの2節は、最高司令官との会合に関するものであるが、それはこのような関心事の共有を証し立てている。

私はマッカーサーと2回会議を行いました。彼は、私が驚くほどの率直さで話をします。そして彼の伝道に対する態度はとても励みになるものです。この国が必要としているのはプロテスタントではなくカトリックの方だと彼は言いました。彼らは神道を失うのと同時に、その儀礼も失った。だがプロテスタンティズムはいかなる儀礼も持たないので、カトリックがその豊かな典礼の機能や秘跡によって有しているような日本人にとっての魅力を、プロテスタントは持ちえないだろう、等々。「この国は今宗教的な真空状態にある。そしてあなたたちは数百年間にもたらされる中でも最大の好機を得ている。もしここに来て受け取るならば、この国は全てあなたたちのものだ。あなたたちの伝道師は、自動車の乗車定員がいっぱいになるまで来るべきだろう。もし宣教師があくまで宗教を守るのであれば、軍隊からあらゆる協力を得ることができるだろう。」

占領下の日本におけるキリスト教の伝道へのマッカーサーの支援は、別の一節によって明らかになる。「私はマッカーサー一人と45分間接見しました。彼はとても打ち解けていて、大きなパイプを燻らして煙を吐き出していました。彼と以前にも会ったことがあるマレーラも一緒に、上智大学の主任司祭であるビッテルも来ていました。ビッテルは彼に、今カリフォルニアにいる4人のイエズス会士が来ることは可能だろうかとたずねました。『4人だって』とマッカーサーは言いました。『400人来させるべきでしょうね』<sup>44</sup>。

以上のように、オリジナルの日本語の記述と往復文書に関する簡潔な検討が示しているのは、2人の司祭は靖国神社の運命に関するマッカーサー将軍との対話に関与していたということである。この通説はビッテルの方に信頼を置いているが、その他の記録はバーン

---

<sup>43</sup> たとえば岩淵辰雄はジャーナリストであり、占領期の初期数ヶ月において民間の憲法研究会の一員であった。彼は1945年10月に、「靖国神社を廃止せよ Abolish the Yasukuni Shrine」と題した意見記事を発行していた。[Iwabuchi 1945] を参照。

<sup>44</sup> Letter to Father General, 31 December 1945, from Fr. Byrne, Kyoto, p. 2. Byrne Correspondence, Box 3. 戦後のキリスト教伝道事業へのマッカーサー将軍の強い支援が生み出した問題に関しては、証拠文書によって十全に立証されてきた。彼は、キリスト教が戦後日本の民主化にとって必要な基礎を提供すると信じていたので、その振る舞いが政教分離に違反する可能性には悩まされなかった。[岸本 1963 : 240-241] [神社新報社 1971 : 54] [Shonberger 1989 : 66] [Wittner 1971] [奥山 2010] を参照。

がより中心的な役割を果たしていた可能性を示唆している。ビッテル自身がそのような見解を共有していたようである。1950年11月25日に、北朝鮮でバーン神父が逝去してから数年経ったのち、ビッテルは戦後の日本においてバーンが果たした役割に関して、ニューヨークのメリノール会上級総会長であるレイモンド・レーン Raymond Lane 司教から問い合わせを受けた。司教に対する1954年1月16日付けの手紙におけるビッテルの意味深い返答は、ここで全文を再現するに値するだろう。

親愛なる司教へ

12月30日のあなたの手紙は1週間前に届いていたのですが、ようやく今日になって返信を書く暇を見つけたことを謝らなければなりません。私が思うに、年代の順番に従うことが一番良いでしょう。

1、1945年の降伏の後、すぐにバーン神父は拘留されていた場所である京都から東京へと連れて来られました。東京で彼は帝国ホテルに住んでいましたが、なお2人の警官が彼のそばにいました。我々がそのことを上智で聞いた時に、私は彼に会いに行きました。そこで私は、日本政府が彼に、到来するアメリカ軍に連絡するよう依頼したと聞きました。彼はラジオを通じて船上の軍隊に語りかけ、日本では全てが平穏であり、何も恐れることはないのだと彼らに話していました。彼の放送に対し反応は様々でした。

2、とうとう最初の軍隊が入ってきた時に——大部分は通信員でしたが——バーン神父は私に、通信員に回答を与えるため、一緒に帝国ホテルにいてくれるよう頼みました。

3、バーン神父が日本人により解放されることがはっきりした後、彼は私に、上智に滞在することができるかどうかと尋ねました。というのも、彼はホテルでの滞在を好まなかったからです。我々は大いに喜んで彼を迎えました。彼はこの共同体において、いつも非常にすばらしく、そしてとても好かれていたメンバーであったと言えます。

4、バーン神父は最初にマッカーサーの広報担当官と接触しましたが、私はその将官の名前を忘れてしまいました。あなたが彼の名前に興味を持たれた場合は、占領期初年の電話帳のコピーがあれば、彼を簡単に特定することができます。この接触のゆえに、バーンは上智の神父たちに頼んで、マッカーサーと占領について好意的に述べた記事を、米国のカトリック新聞に送ってもらいました。のちに彼はその新聞の切り抜きをマッカーサー将軍に渡しました。

5、バーン神父との最初の接触者の一人は、マッカーサーの補佐大佐であり、ホーリー・クロス大学の卒業生であるボストン出身のハーバート・ホイラーでした。彼を通じてバーンはマッカーサーと接見しました。マッカーサーは興味を抱き、占領に関する疑問について彼に尋ねました。

6、私の意見では、占領初期の基本的な計画がバーン神父の情報に基いていたというのは言い過ぎであると思います。私ならばこのように言うでしょう。すなわちマッカーサー将軍は、ある一定の問題について副官の知識に疑問を感じた時にバーンを呼び、その事柄について書面で意見を提供するよう彼に頼みました。バーンは頻繁に上智の神父たちに相

談してマッカーサーに覚書に与え、その大部分は実行されました。そのような疑問の中でも際立っていたのは靖国神社の問題です。他方で、教会の問題に関して疑問がある時はいつも、バーン神父は将軍のところへ行っていました。ですから、将軍があれば教会を援助してくれたのは彼のおかげであると考えなければならないでしょう<sup>45</sup>。(傍点引用者)

レーン司教のバーン神父に関する実情調査という使命には、日本に訪問し、1951年3月23日に第一ビルディングのSCAP司令部においてマッカーサー将軍へインタビューすることも含まれていた。その中で将軍は、バーンの貢献を同様に認識していた<sup>46</sup>。

### この通説の現代的解釈

過去10年にかけて、このほとんど忘れ去られた占領初期の物語は、多くの個人によって再発見され、通俗化されてきた。このような最近の脚色では、バーンではなくビッテルの役割を強調し、靖国神社の破壊という占領軍の決定を書き立てることにより、実際の物語が歪曲されてきた。いくつかの主要な例は、ここで簡単に触れるに値するだろう。渡部昇一による2006年のインタビューで、日本初のローマ・カトリック教徒の首相である麻生太郎は、靖国神社に対する支持を弁護するため——彼が公職に就任するわずか2年前に——この物語に訴えた。彼は説明する。「このカトリックの神父〔訳注：ビッテル〕は偉い方でした」。彼は靖国を焼却から救い、「国家のために尊い命を投げ出した人を最高の榮譽をもって祀るのは、どの国でも当然のことではないか」という見解を擁護したのである<sup>47</sup>。

第二の例は小林よしのりの作品からである。小林はネオナショナリストとして名高く、『戦争論』や、より最近では『靖国論』を著している。この2冊は漫画愛好者の間で広い読者層をひきつけてきた<sup>48</sup>。太平洋戦争における日本の行動を正当化し、戦犯法廷の決定に反対したパル判事の見識を称揚するという小林のベストセラー『戦争論』とほとんど同じ調子で、『靖国論』は靖国で再会することを約束した兵士たちの物語を再び語って、「母国を守った」英霊と個人的に出会い、その名譽を称えるために、靖国神社に参拝するよう現

時代の日本人に促す。小林はビッテルを模範的な道徳的英雄として描き、彼こそが靖国を「救った」のであり、戦没者への祭祀と崇拝を愛国心と市民的義務の正当な表現として擁

<sup>45</sup> Letters from Bruno Bitter, 16 January 1954, to Rev. R. A. Lane, Bishop, Maryknoll, NY. Byrne Correspondence, Box 5.

<sup>46</sup> この会合に関する報告の中でレーン司教は、将軍が「バーン神父に対する際立った好意」を表し、以下のように述べたと書き留めた。「占領期の初めの頃、全てが混乱の中にある時に、バーン司教は我々に測り知れない手助けを与えてくれました。彼は機知に富んでいて勇敢でした。彼は誰からも尊敬され、ここ日本における教皇使節からも高く評価されていました」。Interview with General Douglas MacArthur, by Bishop Raymond Lane, 23 March 1951. Byrne Correspondence, Box 5.

<sup>47</sup> [麻生・渡部 2006a : 109]。より詳細な麻生の見解の説明と、靖国神社の未来についての提案に関しては、彼の論説「靖国に弥栄あれ」を参照。これは麻生太郎の公式ウェブサイトに掲示されている。<http://www.aso-taro.jp/lecture/talk/060808.html> (2007年11月27日に閲覧)。

<sup>48</sup> 『戦争論』は1998年に初版が出され、2006年までに49刷に至った。[小林 1998]を参照。『靖国論』は2005年に初めて刊行され、15万冊を売り上げた。今日では9刷まで刊行され、印刷総数は26万8千に至っている。

護したとするが、それはこのような文脈においてである（図1を参照）。



図1：漫画家小林よしのりによって描かれた靖国神社の擁護者、イエズス会士ブルノー・ビッテル [小林2005：47]。幻冬舎の好意により掲載。この物語の解釈において小林は、GHQは日本人の信仰心に無知であったため靖国神社の焼却を計画したが、ドイツ人イエズス会士ブルノー・ビッテルの介入により神社は救われた、と述べている。

学者たちもまたこれを説得力のある叙述と見なしてきた。神道学者の新田均と、ジョージタウン大学Georgetown Universityの日本研究の教授であるケヴィン・ドーク Kevin Doakの両者は、ジョン・ブリン John Breen編集の2008年の本 *Yasukuni, the War Dead, and the Struggle for Japan's Past* の中で、靖国への支持を表明する際にこの物語を強調した。両者は、マッカーサー將軍と占領軍は「靖国を跡形もなく破壊しようとしていた」が、ビッテル神父の介入が靖国神社を破壊から救ったのだと述べる<sup>49</sup>。ドークによれば、ビッテル神父はカトリックの寛容のモデルを他の宗教に対しても与えたのであり、マッカーサー將軍に対する彼の返答は、日本の首相と一般大衆の双方が靖国神社への参拝を通じて聖なるものに邂逅することを促す論拠を構成しているという<sup>50</sup>。同様に新田も——ここ

<sup>49</sup> [Nitta 2008：126-127] [Doak 2008：51] を参照。

<sup>50</sup> ブリンの編著における自身の章でドークが詳しく述べている主要な論点は、池原麻理子による日本語のインタビューで彼が述べたことに厳密に従っている。[ドーク 2006] を参照。

で論じられている近年の注釈者の中では、唯一バーンの役割に言及している人物ではあるが——自らの次のような見解を裏付けるためにこの通説を用いている。すなわち「国民のために自らの生命を犠牲にした者たちに敬意を払い、感謝を捧げることは、市民の重要な義務であり権利である。それゆえ、政府において責任を持つ者が、靖国で深い敬意を払うことが、唯一正しく、適切なのである」<sup>51</sup>。

これらの印刷された例のほかに、この通説はインターネット上で広く流布しており、靖国やその他のネオナショナリストの関心事にまつわる多くのブログに登場する<sup>52</sup>。外国人の司祭（あるいは司祭たち）が靖国神社を「救った」という主張について、深刻な疑問を提起している研究はたった 3 つしか見つけられなかった<sup>53</sup>。我々が見てきたように、ビッテルとバーンはたしかに靖国神社の立場にたってマッカーサーに対し強く懇願した。なお考慮されなければならないのは、果たしてこの懇願が靖国神社を破壊から「救った」ものなのかどうか、ということである。この後者の主張は、今回の通説を占領時代のより大きな文脈の中に位置づけ、実際に靖国神社に何が起きたかを明らかにする記録と記述を検討することによってのみ、評価されうる。

### 靖国神社の運命に関するもう一つの叙述

我々が検討してきた「歴史物語」は、実のところ、占領期の終わりまで続く靖国神社に関する長く複雑な叙述における、一つのささいな出来事にすぎない。もし実際に靖国神社がカトリックの司祭たちによって 1945 年の後半に救われたのであれば、この展開はどこか公式書類に記録されるか——たとえば文部省宗務課や、SCAPの宗教課の記録のいずれかに——あるいはこの困難な時代に関する靖国神社自身の歴史的記述において保管されるはずである。そう推測するのが妥当であろう。しかしながら、神道と靖国神社の運命に関連する記録において、ビッテルやバーンへの言及を探してもみつからないのである<sup>54</sup>。両司祭の名前は、たしかにこの時代に関するウィリアム・P・ウッダード（1896-1973）の詳細な研究に登場する。ウッダードは、1946 年 5 月から占領期の終わりまで、宗教調査部門 Religious Research Branchの部長として働いていた人物である<sup>55</sup>。しかし、この言及は靖

<sup>51</sup> このようなビッテルの肯定的な描写はみな、靖国神社に関する広く引用された彼の陳述から、別の文章を都合よく無視していると言えるかもしれない。「靖国神社が国家神道の中核で、誤った国家主義の根元であるというなら、排すべきは国家神道という制度であり、靖国神社ではない」[朝日ソノラマ 1973: 118]。

<sup>52</sup> Googleで「ブルノー・ビッテル神父」を検索すれば、この物語に言及している多数のサイトをすぐに突き止めることができるだろう。

<sup>53</sup> [中村 2007: 111-14] [Breen 2009] [Breen 2010: 1] を参照。グリーンは「この大変興味深い物語の確証となる独立した証拠」を見つけないことができなかつたと述べている。

<sup>54</sup> 先にふれたように（注 37 を参照）、靖国神社に関するカトリックの立場の概略を描いた 1945 年 11 月 30 日付けの文書は、宗教課の資料の大部分を収録しているウッダード・コレクションの中にある。この覚書の存在が示唆しているのは、マッカーサーのオフィスがビッテルとバーンによって作成された文書を、さらに宗教課へ送ったということである。とはいえ、これに関する応答の記録はない。

<sup>55</sup> ウッダードはおそらく宗教課の中でもっとも有能な職員の一人であつただろう。彼は宗教に関する高等の訓練を受けており（ユニオン神学校 Union Theological Seminary）、日本でも既に 20 数年の経験があつた。彼と彼の妻は、1921 年から 1941 年にかけて、米国海外宣教委員評議会（会衆派教会）の伝道師を務めていた。占領期の後、彼は米国で 1 年を過ごしたが、国際宗教研究所を設立するため、1953 年に日本に

国神社の問題に関連するものではない<sup>56</sup>。

そのうえ、もし靖国神社の運命という問題が、実際に占領期の最初の数ヶ月で解決されていたのならば、それは確実に継続した調査の対象ではあり続けなかつただろう。たとえば、国立国会図書館のウッドワード・コレクションの目録には、1946年から1952年にかけて現れ、ウッドワードによって保管された、靖国神社を扱った100を超える数の文書、記事、報告が収められている<sup>57</sup>。ウッドワード・コレクションにおける大多数の資料は、CIEの宗教課の仕事に関係があるものである。しかし、様々な出典からのその他多数の記録と記述は、いかにして靖国が占領期を生き延びたかということに関して、全く別の解釈を可能にする確固たる論拠をもたらす。

結局のところ、圧倒的な量の証拠が示しているのは、カトリックの司祭たちがマッカーサーに懇願を行った後、靖国神社が実際に「救われた」のは6年後であった、ということである。ビッテルとバーンの見解は、神社を「非宗教的」であるとする政府の解釈を教会が1936年に承認したことに基いていたということを出してほしい。そのために彼らは、靖国神社は保存されるべきである、なぜなら軍事的戦没者のための国民的な追悼の場所であるから、と主張したのだった。しかしながら、我々が以下で検討する証拠が示しているのは、靖国を非宗派的な国民の追悼の場とする考えを宗教課の政策立案者たちはにべもなく却下した、ということである。むしろ、CIE宗教課の課長であったウィリアム・ケネス・バンス中尉とその部下たちは、日本の学者と宗教指導者との協議によって、靖国神社の「宗教的」本質の方が戦時中の軍国主義や超国家主義との結びつきよりも重要である、と説得されたのだった。宗教課の中心的課題の一つが信教の自由の確立にあった故、神道の一つの宗教として承認したことが、「軍事神社」でさえも占領期を生き延びることを可能にしたのである。日本人学者と靖国神社の神主の双方がこの過程で重要な役割を果たしたため、以下の分析ではとりわけ彼らの貢献に光を当てたいと思う。

いかにして靖国神社が占領期を生き延びたかという疑問に取り組むためには、SCAPの民間情報教育局（CIE）の仕事に関係がある重要な文書と記述を検討することが第一に必要である。CIEは、占領政府における文部省に相当するものであり、メディア、教育、そして宗教に関する最高司令官の政策を作り出すことに責任があった。CIEは1945年9月22日に設立され、数ヶ月のうちに宗教と教育のために分割された部門が組織された<sup>58</sup>。

---

戻り、彼の主催のもとで英語の雑誌である *Contemporary Religions in Japan* を発刊した。ウッドワードが米国に帰国したのは1966年であった。

<sup>56</sup> ビッテルの名前が触れられているのは、教会の財産、封鎖された銀行の資金、そして宗教法人令をめぐる問題との関連においてである。バーンの名前は、1945年9月10日における近衛文麿との会合に関する報告の中で、一度現れるだけである [Woodard 1972 : 89,229,233,257]。

<sup>57</sup> この目録は、William Woodard Special Collection (153), Special Collections and University Archives, University of Oregon のBox 28/6-9 に含まれている資料に関するものである。

[http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2007/200704/1113\\_1182-1170.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2007/200704/1113_1182-1170.pdf) を参照。この目録に加えて、ウッドワード・コレクションにおける多数の靖国関連の文書も、オンライン上の国立国会図書館で利用可能である。<http://www.ndl.go.jp/jp/date/publication/document/2007/200704/0075-0112.pdf> を参照。

<sup>58</sup> 民間情報教育局についての有益な背景知識に関しては、[Takemae 2003 : 180-183] を参照。竹前はCIE

1945年9月から1946年5月までCIEの局長であったケン・R・ダイク〔Ken R. Dyke〕大佐は、宗教課の責任者として海軍大尉のバンスを任命した<sup>59</sup>。バンスは歴史学者として訓練を受け、オハイオ州立大学からPh. D. を授与されていた。バンスはまた、戦争と軍務の前から日本においていくらかの経験を得ていた。1936年から1939年にかけて、彼とその妻——プロテスタント伝道師の娘——は松山に住み、彼はそこの第十二高等学校で教鞭をとっていた<sup>60</sup>。米国における高等教育の経験に鑑みて、バンスは明らかに教育部門への任命の方が適切であるはずだと考えており、宗教の職務を扱うのは不適任だと感じていた。それにもかかわらず、様々な職員と日本の学者の協力を得て、その年の終わりまでにバンスは国家神道に関する「神道指令参謀研究Shinto Directive Staff Study」と「神道指令」（1945年12月15日）を起草することができた<sup>61</sup>。これらの文書は宗教課の責務の基盤となり、靖国神社が占領時代を通じてどのように扱われるべきかを規定した。

先に紹介した「覚書——信仰の自由」（1944年5月15日）に加えて、占領後の最初の10週間に米国国務省はその他の重要な政策綱領も公布し、それらは戦後日本の宗教事情を決定する責任者たちの仕事の大枠を描いた。その第一は、1945年9月21日付けの「降伏後における米国の初期対日方針U. S. Initial Post-Surrender Policy for Japan」である<sup>62</sup>。この文書の第3部は、以下のような指示を含んでいる。「宗教的信仰ノ自由ハ占領ト共ニ直ニ宣言セラルベシ同時ニ日本人ニ對シ超國家主義的及軍國主義的組織及運動ハ宗教ノ外被ノ蔭ニ隠ルルヲ得ザル旨明示セラルベシ」。これは1945年10月4日に公布された覚書によって補強された。それは日本帝国政府に、「政治的・民事的・宗教的自由に対する制限の撤廃」を準備するよう指示するものだった<sup>63</sup>。最後は、統合参謀本部the Joint Chiefs of Staffによって1945年11月3日に送られた「日本占領及び管理のための連合軍最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令Basic Initial Post Surrender Directive to Supreme Commander for the Allied Powers for the Occupation and Control of Japan」である。こ

---

を、占領政府の内における「中型の」構成単位として記述している。1948年までにCIEは「14人は軍事将校、24人は下士官兵の人員、202人は民間人の役人、そして323人は主に日本人の一般職人である、563人の雇用者」を職員として配置していた。

<sup>59</sup> この課は後に宗教文化資源課the Religion and Cultural Resources Divisionに変わった。バンスは占領期の終わり（1945年4月）までそこに勤めていた。

<sup>60</sup> バンスに関する個人的情報と経歴は、[Woodard 1972]と竹前による1984年のバンスへのインタビュー [竹前 1987: 187-210] から引用した。

<sup>61</sup> これらの文書は [Woodard 1972] の中で見つかるだろう。「神道指令参謀研究」は、Appendix F:1, pp. 322-341の中にある。「神道指令」として広く言及される公式の文書は、実際には1945年12月15日にGHQ、SCAP民間情報教育局によって公布された、「政府による国家神道〔神社神道〕に関する後援、支持、永続化、管理、宣伝の廃止Abolition of Governmental Sponsorship, Support, Perpetuation, Control, and Dissemination of State Shinto」という主題の日本帝国政府への覚書だった。[Woodard 1972]のAppendix B:5, pp.295-299を参照。これらの公式文書だけではなく、バンスと彼の職員は、1948年の日本における諸宗教に関する大規模な報告も作成していた。これはのちに本として出版された ([Bunce 1955]を参照)。

<sup>62</sup> State-War-Navy Coordinating Committee Paper (SWNCC), 150/4.

<http://www.ndl.go.jp/constitution/e/shiryo/01/022shoshi.html> を参照。

<sup>63</sup> SCAPIN-93 (Supreme Commander for Allied Powers Index). ここで参照された米国国務省の文書の手本は、オンライン上の国立国会図書館で利用可能である。

[http://www.ndl.go.jp/modern/e/img\\_1/M003/M003-0011.html](http://www.ndl.go.jp/modern/e/img_1/M003/M003-0011.html)

これは、先ほどの文書におけるガイドラインと政策を反復し、以下のように神道に関係がある軍国主義的組織の問題を詳しく説明するものだった。「日本の軍国主義的及び超国家主義的イデオロギーと宣傳とのいかなる形式における弘布も、禁止され且つ完全に抑圧される。貴官は、日本政府に対し國家神道施設への財政的その他の援助を停止するように要求する」<sup>64</sup>。これらの文書は、宗教課を導くことになる「基本原則」を提供したが、実際の対応と政策の立案は担当者に任されていた。これは決して容易な課題ではなかった。なぜなら、軍国主義と超国家主義との密接な結びつきを考慮するならば、國家神道、そしてとりわけ靖国と他の護国神社に対して信教の自由の原則をいかに適用するべきかということは、容易にわかることではなかったからである<sup>65</sup>。

ダイク大佐から國家神道の問題に取り組むよう任命された時に、これらの文書の大部分に気が付かなかったとバンスは述べている。ワシントンの「神道に関する現下の政策」に対して彼の注意を喚起したのは、ジョン・カーター・ヴィンセント John Carter Vincent による 1945 年 10 月 6 日のラジオ放送であった<sup>66</sup>。ヴィンセントは國務省の極東部長であったが、放送の中で次のように述べた。すなわち、神道はそれが人々の信仰の表現である限りは存続を許すべきであるが、神道に対する國家の指導と財政的支援は排除されなければならないだろう、と。ヴィンセントの所見の内容を電報によって確認した後で、ダイクはバンスに神道に関する本格的な研究を開始し、それによって発見したことを日本政府に対する覚書と指示のための基礎として用いるよう命じた。

### 岸本英夫と日本の学者たちの役割

バンスが作成した文書からは、彼がその仕事のために参考にした様々な情報源が推定される。12月3日の「神道指令参謀研究」の内の引用を検討すると、彼がダニエル・クラレンス・ホルトム、ジョージ・サンソム George Sansom、バジル・ホール・チェンバレン Basil Hall Chamberlain といった外国の学者の著作に依拠していたことが明らかになる。このような刊行された情報源だけではなく、日本の学者との会話や協議も必要不可欠であると、バンスは仕事に就いてから最初の数ヶ月で考えたようである。東京帝国大学の教授数人との定期的な接触に加えて、鈴木大拙が頻繁に訪問していたことに彼は言及している<sup>67</sup>。重要な人物の一人は、神道講座の主任教授を務めていた宮地直一（1886-1949）だった。1938年に教員に任命される前は、彼は内務省の神社局考証課で課長を務めていた<sup>68</sup>。それに次

---

<sup>64</sup> Part 1 9a, JCS1380/15.

<sup>65</sup> SCAPは靖国と護国神社をひとまとめに「軍事神社 military shrines」と呼んでいた。

<sup>66</sup> ここでは竹前による 1984 年のバンスへのインタビューに依拠している。このインタビューは、[竹前 1988 : 198] に見られる。

<sup>67</sup> バンスによれば、鈴木は國家神道に対して強い反感を表し、「仏教は國家の政策によってある程度迫害されてきたと感じていた」[竹前 1987 : 199]。

<sup>68</sup> 東京帝国大学はバンスの勧めに応じて 1946 年初頭に神道講座の主任教授を廃止したのだが、それからしばらくして退官するまで、宮地は教員の一員として留まることが許された。その後彼は神社本庁の顧問を務めた。神社本庁とは、戦後において神社を統括する主要な組織であり、1946年に設立された [Creemers 1968 : 55]。

いで頻繁に相談を受けていた学者は、高名な比較宗教学の教授であり、日本の宗教学の先駆者でもある姉崎正治（1873-1949）だった。しかし、誰の説明においても、この危機的な数ヶ月に関与した最も重要な学者は岸本英夫（1903-64）であるとされる<sup>69</sup>。岸本は姉崎と同じ学科の若き助教授であり、彼の義理の息子であり、かつての生徒だった。

CIEが組織されてすぐに、ダイク大佐は教育や宗教に関連する様々な組織と部局との間のコミュニケーションを促進するために日本人の顧問を要請した。10月11日に、岸本は文部大臣の前田多聞（1884-1962）に呼び出されて彼に会い、このような職務に就くつもりはあるかと尋ねられた。岸本はハーヴァードで数年を送り（1930-34年）、英語を操ることができたので、目下の課題にとってとりわけ適した人物だと見なされたのだった。その翌日、岸本はダイクに会い、大学におけるポストの継続が許されるのを条件に、この役割を務めることを承諾した<sup>70</sup>。こうして岸本とCIE、そして宗教課職員との密接な関係が始まった。その関係は最初の3ヶ月においてとりわけ濃密であった。幸いなことに、彼は日記の中でこの時期に関する72ページもの詳細な記録を残した。その記録は10月11日から12月31日までを扱っており<sup>71</sup>、後に重要な口述の記述と併せて「嵐の中の神社神道」と題された<sup>72</sup>。

これらの資料は重要な追加的情報をもたらしている。それは参謀研究と神道指令が作成された重要な最初の数ヶ月における宗教課の仕事の背景を知るために有益である。バンスにとっての西洋人の研究の影響——とりわけホルトムの著作の——はよく知られている。それゆえここでは、岸本の豊かで詳細な記述からは選別された資料しか紹介できないのだが、それを日本の学者の役割に焦点を当てるために用いたいと思う。彼らが果たした役割は広く認知されていないからである（少なくとも日本の外部では）<sup>73</sup>。

岸本が到着してすぐに、バンスはまず、日本の宗教についての、とりわけ神道に関連する何らかの講義を職員のために行うよう頼んだ。それは占領軍の職員全員における基礎知識の欠落と、利用可能な情報の不足を補うためであった。岸本は東京帝国大学からの資料

<sup>69</sup> 占領期の初期数ヶ月に岸本が果たした重要な役割については、広く認められてきた（たとえば、[高木 1993] [福田 1993] [Woodard 1972 : 62] を参照）。岸本の学問的経歴と日本の宗教学への寄与に関しては、[Kitagawa 1964] を参照。

<sup>70</sup> 姉崎は実のところ、CIEが最初に顧問の地位として選んだ人物であった。だが、「姉崎の高齢と、戦争による極度の疲労という全身症状のために」、より若く、精力的な岸本を雇用する必要性が明らかになったのだった [Woodard 1972 : 26]。

<sup>71</sup> [岸本 1945]。この日記のコピーは、Woodard Collection, University of Oregon に保管されている。

<sup>72</sup> [岸本 1963]。岸本の日記と、1945年の最後の3ヶ月における彼の活動についてのより詳細な検討は、[奥山 2009] を参照。

<sup>73</sup> [岸本 1963 : 207] は、彼が宗教課の職員に講義を行っていた時に、バンスが神道に関するホルトムの著作の本格的な研究に没頭していたことを想起している。ホルトムが1945年9月12日にロバート・キング・ホール Robert King Hall 中尉から手紙を受け取っていたことにも触れておくべきであろう。その手紙で中尉は、学校における神道に関する占領政策の資料を作成するため、彼の援助を要請していた。ホルトムは1945年9月22日の神社神道に関する手紙「勧告 Recommendations」によって返答した。[Holtom Correspondence] を参照。これは明らかに、「神道指令」の教育改革と教科書の改訂に関する最終的な内容に影響を与えたもう一つの源泉であった（この手紙は [Woodard 1972 : 341-342] の中に Appendix F:2 として収録されている）。ホルトムの影響に関しては、[Hardacre 1989 : 134-135] も参照。

をもとに、最初の数週間に講義とセミナーを多数回行った<sup>74</sup>。職員が正確に日本の宗教を理解するためには、彼らが実際に宗教施設を訪れ、そこで何が起きているのか観察することが重要だと岸本は考えた。ダイクとバンスの両者は彼と共に多くの神社と寺を訪れた。そこで彼らは、宗教課が整理しなければならない問題を目の当たりにした。そのような指導を通じてバンスと担当官らは、神道には様々な形態があり、それは単純に「超国家主義と軍国主義」という観点によって定義できるものでないことを知った<sup>75</sup>。1946年から1948年まで文部省の宗教局の局長を務めていた福田繁の主張によれば、12月3日の参謀研究と12月15日の神道指令に現れた資料の多くは、実際には岸本の講義によって提供された概説と情報から少しずつ収集されたものであったという<sup>76</sup>。これはおそらく誇張であろうが、バンス自身も、これらの文書が作成されていた時にどの程度岸本に頼っていたかを明らかにしている。「時が経つにつれ、岸本は誰よりも私が頼りにする人間になっていました。私は彼とかなりの時間を共にした」。もし岸本が問題になっていることについてバンスの質問に答えられなかった場合には、彼はそれに答えられる人物を探しに行き、必要に応じて他の学者や、宗教指導者や、政府関係者に相談したとバンスは付け加えている<sup>77</sup>。

教育的な役割だけではなく、岸本は宗教課のための通訳も務め、その職員と様々な政府関係者や宗教組織とのコミュニケーションを促進した。ジョン・カーター・ヴィンセントの10月6日の放送は、その2日後には日本の報道機関によっても報告され、全ての関係者に大きな変化が差し迫っていることを明らかにした<sup>78</sup>。神道の宗教的指導者たちは舞台裏で定期的に会合を開いて生き残りのための戦略を議論し、岸本を通じて、予想されうることに関して宗教課の職員に相談していたことは、驚くに値しないことである。

岸本の日記の10月23日の内容は、彼の猛烈なスケジュールとこの時期に定期的に行われていた議論の本質を表す具体例を提示している<sup>79</sup>。この日まず彼は、文部省宗教局の局長である吉田孝一と連携をとり、戦前の宗教団体法を廃止するという提案が宗教課によって急速に処理されていることを伝え、その代わりとしてすぐに公布されることになる新しい法令に対して準備をするよう忠告した<sup>80</sup>。岸本は続いて東京帝国大学に向かい、そこで高木八尺(1889-1984)と南原繁(1889-1974)に会った。二人は共に法学部の教授である(南原はその時学部長も務めていた)。そして昼食をとりながら、宗教課との仕事における

---

<sup>74</sup> [岸本 1963 : 206] は職員に対して行った10回ほどの講義について触れている。ウッドワードは、実際に起こったことはセミナーの基本線の方に従ったと示唆している。セミナーでバンスは疑問をたずね、岸本はその答えを見つけるために全力を尽くしたのだった(Woodard "Annex"の4頁を参照)。

<sup>75</sup> [高木 1993 : 429]。

<sup>76</sup> [福田 1993 : 524-525]。

<sup>77</sup> [竹前 1987 : 199-200]。

<sup>78</sup> 『朝日新聞』1945年10月8日付の記事は、ヴィンセントの声明の要点を見出しによって表した。すなわち、「神道の特権廃止、個人の信仰は容認」。

<sup>79</sup> [岸本 1945 : 54-55]。

<sup>80</sup> 岸本は宗教法人令のことを指していた。これは1945年12月28日に公布された(以下の33頁を参照)。吉田は1942年4月7日から宗教局の局長であったが、戦時中の日本人キリスト教徒の処刑に責任があると見なされ、この地位からの辞任を余儀なくされた。彼の代わりを務めたのは、1945年8月から文部省に勤務していた福田繁である。[福田・渋川・河和田・阿部・大家 1984 : 19] を参照。

最近の展開について議論した<sup>81</sup>。彼らは学部長室で議論を続け、南原はそこで神道組織の可能性について彼自身の見解の概略を述べた。彼は、神祇院が廃止されるので伊勢神宮は国家から明確に区別された「私的宗教施設」として位置づけることを提案した<sup>82</sup>。

午後 2 時にはその他の重要人物も南原の部屋に到着し、議論に加わった。すなわち、神道講座の主任であった宮地教授、靖国神社の権宮司であった高原正作、そして神祇院の代理人であった鳥羽正雄 (1899-1979) である。ここでとりわけ興味深いのは、この場における高原のコメントである。10 月の初めに、高原は陸海軍省、神祇院、そして大日本神祇会と接触し、靖国神社で臨時大祭を可能な限り早く行う緊急の必要性について議論していた。それを聞いた後で岸本は、その計画は関係者が目下の危機の全体を十全に理解していないことの明確な象徴だ、と指摘した。

しかしこれは完全に実情と合致していたわけではなかった。靖国神社の存続を可能にする「改革」の可能性について議論が進められていることを高原は説明した。早くも考慮された改革案は、神社の管理を陸海軍省から分離すること、祭祀の範囲を軍人の死者から広げ、「国家公共の為」に命を捧げたその他の個人も含めるようにすること、そして次の宮司として軍隊出身ではない人物を任命すること、であった。高原は神社の名前が変更されるかもしれないとも述べた<sup>83</sup>。このエピソードが明らかにしているのは、神道の内部の関係者らは受動的に彼らの運命を待っていたのではなく、むしろ真剣かつ率先的に、彼らの生き残りを促進するような戦略を追求していた、ということである。同様の会合と議論が他の神道の指導者と宗教課との間でも行われたということは、将来についての不安が決して靖国や護国神社の関係者に限定されていなかったことを証明している<sup>84</sup>。

靖国神社の運命に関する他の重要な出来事は、9 月 19 日に起きた。それは岸本が 9 月 20 日に計画されていた臨時大祭に関して個人的な介入を行った時であった<sup>85</sup>。この儀式は、

---

<sup>81</sup> 南原と高木の両者はキリスト教徒であり、無教会運動の指導者であった内村鑑三と、クェーカーであった新渡戸稲造から深い影響を受けていた。

<sup>82</sup> 神祇院は 1940 年に内務省内部の特別な部局として、神社の管理を監督し、国民生活におけるその役割を拡張するために設立された。

<sup>83</sup> この会合を日記の内容に含めるだけではなく、岸本はこのことについて口述でも議論している [岸本 1963 : 210]。かつてある学者は、この会合に関する岸本の記述は誤っていると示唆した。なぜなら、1945 年 10 月 3 日に、高原は既に神社における彼の地位を公式に辞任していたからである。しかしながら、彼の後継者たる横井時常は 11 月 16 日まで任命された役職に就かなかった ([靖国神社 1983-84] 下巻の 319-320 頁参照)。横井は数週間以上にわたって到着しなかったから、この中間の時期に高原がこれらの会合と議論に「非公式」に関与し続けたというのは妥当であると思われる。

<sup>84</sup> たとえば 11 月 8 日に岸本は、パンスと皇典講究所の総書記だった吉田茂との会合に参加した。パンスは、神社はおそらく占領政府のもとで宗教組織として存続することが許されるだろうと述べた。そのような変化はおそらく大多数の神社に歓迎されるだろうと吉田は説明した。なぜなら、歴史的には神社は国家よりもむしろ人々によって管理され、支持されてきたからである。11 月 18 日の会合では、吉田はこの可能性を他の 2 つの重要な神道組織の指導者と議論した。すなわち大日本神祇会と神宮奉斎会である。そして彼らは、前へ進む唯一の方法は、神社が国家の管理から分離し、任意団体に変わることだという結論に達した。これらの会合に関しては、[渋川 1993 : 502-503] [神社新報社 1971 : 60-62] [Teeuwen 1996 : 178-180] を参照。神道の指導者間のこのような会合が最終的に神社本庁の成立に至った経緯に関する考察は、[Seraphim 2006 : 42-45] を参照。

<sup>85</sup> 9 月 19-20 日の日記の内容に加えて、[岸本 1963 : 208-217] における詳細な記述を参照。

およそ 200 万人の戦没者を匿名で祭るように手筈が整えられていた。それは、各個人はのちに内部の聖域に保管されている霊壘簿において特定され、記録されるという理解に基いていた。この行事の前日、岸本は宗教課職員から次のことを知らされた。すなわちダイク大佐が対諜報部隊Counter-Intelligence Corps (CIC) から連絡を受け、天皇の出席が予定されている上に、靖国が明らかに日本の軍国主義と超国家主義の重要な中心であることを考慮すると、靖国神社がその儀式を続けるのを許すのは適切なのか、と質問されたという。ダイクは、靖国について何らかの判断を下す前に、彼自身もその行事を観察してみたい、と返答した。そのため岸本は、ダイクと彼の部下数名が儀式に参加する手筈を整えるよう頼まれた。

翌日の儀式に関連して起こりうることに懸念を覚え、岸本は直接CIEのオフィスから靖国神社に赴いた。そこで彼はまず宮地教授に会い、忠告を請うた。彼は事情を説明し、もしダイクが靖国神社での翌日の儀礼を「軍国主義的な祭だ」と感じたら、それは靖国と他の護国神社にとって極めて否定的な結果をもたらしうる、と指摘した。宮地は岸本に、祭典委員会の陸海軍将校とその問題に関して議論するように言った。その時将校たちは本殿に集合していた。岸本が状況に関して話をもちかけ、儀式の軍事的側面を和らげるように懇願すると、将校たちは当初それをさらなる屈辱として捉え、激怒した。それにもかかわらず、ひとたび岸本が靖国神社の運命が不安定な状態にあることを納得させると、彼らは最終的に多少の変更を行うことを承諾した。結局、翌日演奏することが予定されていた楽団は、街の音楽隊の平服を着るよう指示され、そして祭典委員会の委員長を除いて、その他全ての将校は軍服ではなく平服を着用することになった。次の日、岸本がダイク、バンス、そしてバンスの下の副課長であったジョージ・ウォープGeorge Warpとともに臨時大祭に参列すると、軍国主義的な雰囲気を実際に和らげられ、式全体が静かで厳粛なものであることがわかったので、彼は安堵した。式の後には、宮司の鈴木孝雄の招待により宗教課の代表者たちとの面会さえ行われた。鈴木は昼食の席で彼らをもてなした<sup>86</sup>。

ここで触れておくべきは、バンスの記述と岸本の回想との間に不一致があるということである。岸本がほとんどの将校が平服を着ていたと述べているのに対し、バンスは「日本人の軍人たちはいまだに皆公式の制服を着用し、勲章をつけていた」と記憶していた<sup>87</sup>。W・H・M・クリーマーズW. H. M. Creemersもまた 2 つの記録における不一致を指摘する。彼の説明によれば「1967 年 8 月 8 日にバンス博士にインタビューした時に、博士は、軍事将校たちは実際に制服を着ていたし、その儀式は彼の見解に全く影響を与えなかったと私に語った」という<sup>88</sup>。たとえこの特定の出来事がバンスに大きな影響を及ぼさなかったとしても、岸本や他の学者との交流、そして靖国や他の神社への「現地調査旅行」を通じて、宗教課が全体としてよりバランスのとれた神道の理解を得たと推測することは不当ではあるまい。岸本の介入は神社を「救った」わけではなかったけれども、神道指令が公布され

<sup>86</sup> [岸本 1963 : 216-217]。同様の記述は [靖国神社 1983-84] 上巻の 279 頁にも記録されている。

<sup>87</sup> [竹前 1987 : 200]。

<sup>88</sup> [Creemers 1968 : 47, note 16]。

るちょうど 3 週間前において、彼は起きうる困難な状況を回避し、靖国神社にとっての深刻な危機を防いだのかもしれない。ダイク、バンス、そしてウォーブがこの時の儀式に憂慮せず、昼食での宮司との喜ばしい出会いさえあったということは、おそらく彼らの靖国神社に対する懸念を減少させたことだろう<sup>89</sup>。この儀式に参加した後で、実際にバンスは部下と共に他の神社へ訪問することに興味を示したので、岸本は引き続きそのような訪問の手筈を整えた<sup>90</sup>。

この重要な最初の数カ月に関する岸本の記述において中心的な要点は、神道——靖国神社を含む——は、「宗教」と理解されることによってはじめて「救われた」ということである。「ある意味では、神道を宗教と考える建前のおかげで、それが救われることにもなったのである」<sup>91</sup>。岸本と他の日本の学者によるバンスへの影響、とりわけ神道は「宗教」であるという見解を強化する上での影響は、特に「神道指令参謀研究」（1945年12月3日）の結論に現れている。「国家神道は世俗的要素と宗教的要素の両方によって成り立っている。後者は大部分において顕著であるので、国家神道は疑いなく宗教である。実際、東京帝国大学の比較宗教学の教授は、国家神道は約 80 パーセントが宗教的であり、20 パーセントが世俗的であると推定した」（傍点引用者）<sup>92</sup>。ウッドワードはこの声明を岸本に帰しているが、これは姉崎によって著された可能性の方が高い。姉崎は実際に教授職を有しており、バンスとこれらの問題について議論するために数回会っていたからである<sup>93</sup>。いずれにせよ、これは当時バンスの周囲にいた日本の学者の一般的総意を反映したものである。

神道講座の主任教授であった宮地でさえも、新たな宗教法人令のもとで靖国神社が宗教法人として登録した直後の 1946 年のインタビューで同様の見解を表していた。

いまや靖国は宗教になったのだから、仏教徒やキリスト教徒はそこで祭られたいとは思わないかもしれません。これはきわめて自然な現象です。なぜなら靖国神社は宗教と

---

<sup>89</sup> このエピソードにはもう一つの興味深い側面があり、それは「靖国に対するカトリック教会」と題された 1946 年 11 月 30 日の文書に現れている。この文書は、先にも触れたように（注 37）、バンスの個人的なメモとして登場する。おそらく目撃者の説明を記録したものなのであろうが、この覚書は、この式典でダイクが傍らを通して「天皇が挨拶をした」のだが、「ダイクは不意をつかれて返事をしなかった」と述べている。これはまた「ダイクは率直に話をし、鈴木が責任者であれば全てがうまくいくだろうと述べた」ということも記録している。[“Catholic Church vis-à-vis Yasukuni”] を参照。

<sup>90</sup> 多くの異なる要因と行為者が、最終的に靖国の存続の見通しを決定したということは明らかである。ウッドワードは岸本の実質的な貢献を認めていたけれども、ウッドワードの最終的な評価は、ビッテルとバーンに関する主張の代わりとして岸本の介入を押し出すことを戒めるはずである。「彼 [岸本] は間違いなくバンス博士が日本の宗教の多くの面を理解するのを助けた。特定の質問に対する彼の答、そして多くの主題に関する彼の意見は、計り知れないほど貴重なものだった。この意味で彼は政策の形成を助けたのかもしれない。だが彼は決して、いかなる方法においても政策を変更したことはない。彼がこれにもっとも近いことをすることになったのは、神道指令において国体 [原文で強調] という語を除外するよう示唆したことだった。だがこれは SCAP の政策を変更したわけではない。それとは反対の多くの申し立てにもかかわらず、彼は抑圧や破壊から靖国神社を、あるいはたった一つの神社でさえも、救ったわけではない。そして知られる限りでは、彼自身そのようなことをしたと主張したことはなかった」[Woodard “Annex” : 5-6]。

<sup>91</sup> [岸本 1963 : 205]。

<sup>92</sup> [Woodard 1972] Appendix F:1 の 329 頁を参照。

<sup>93</sup> 岸本に帰することは、国家（神社）神道は宗教であるとの宗教課の決定に関する日本の学者の影響についてのウッドワードの議論に現れている [Woodard 1972 : 370-372] を参照。

結びつくことになったのですから。この問題は護国神社に関しても起こることになるでしょう。神社が宗教になったことを理解できない人々は、靖国で神として扱われることを拒絶する仏教徒やキリスト教徒の存在を原因とする誤解のために、不快に思うかもしれません<sup>94</sup>。

ここで「靖国は宗教になった」という表現は誤解されるべきではない。宮地は靖国神社が宗教法人として明確に定義されるようになったという事実を指している。彼は、法的地位におけるこのような戦後の変化より前において、靖国神社の「宗教的」性格を否定していたわけではない。同じインタビューの前の部分で、彼は次のように述べていた。「私の意見では、宗教とは人間と超人間的なものとの交流のことで。それゆえ、全ての神社は自然に宗教の分類に入ります。……政府が神社を宗教と見なしていなかった時でさえも、神社の宗教的活動を否定しませんでした」<sup>95</sup>。これは、わずか10年前に内務省神社局考証課を率いていた人物から寄せられた印象的な供述である。

バンスと彼の部下たちが——靖国のような「軍事神社」においてさえも——神道の「宗教的」本質に触れていたという事実は、信教の自由の原則に違反することなしに神社の廃止を命ずる指令を公布することを困難にした。なぜなら信教の自由の原則こそ、初期降伏後政策が日本人のために布告し確立するよう彼らに命じたものだったからである。

### 神道指令と靖国神社の条件付き存続

1945年12月15日に公布された神道指令は、神社の将来ということに限らず多くのものに対処する包括的な文書であった<sup>96</sup>。それは国家神道の多くの側面を扱い、日本の宗教と社会の重大な再構築を要請した。この指令の主要な目的は信教の自由を確立することであり、それには宗教と国家の明確な分離が必要だと想定されていた。政府による神道の神社への財政的支援を終わらせることに加えて、神道指令は全ての公共施設から神道的要素を排除するよう日本政府に指示した。これは、学校と官公庁から神棚を取り去ること、教科書とカリキュラムから神道的要素を除去すること、そして学生、教師、政府関係者に対する神社参拝の強制を終わらせること、を含んでいた。神道指令が公布されてから2日後に、岸本はラジオ放送で神道に対する新たな政策の要点を公衆に説明するよう頼まれた。岸本が「国民の手に移る神社」に関する所見を伝えている間に、バンスとウォープの両者は放

<sup>94</sup> [Miyaji 1946 : 149]。宮地の所見は、ウッダードによって1946年10月15日に行われ、比屋根安定博士(1892-1970)によって記録されたインタビューからのものである。比屋根はプロテスタントの学者であり、後に青山学院大学と東京神学大学で宗教史を教えた人物である。このインタビューは20年経ってからウッダード編集の雑誌である *Contemporary Religion in Japan* において刊行された。

<sup>95</sup> [Miyaji 1946 : 143]。

<sup>96</sup> [井門 1993] [阿部 1993] を参照。神道指令は国家神道の多くの側面に対処していたが、島藺進はそれが皇室祭祀の問題を扱わなかったことを論証してきた。皇室祭祀もまた戦前の国家神道においては重要な要素であった。これらの儀礼は戦後においても継続され、そして島藺によれば「近年ではより大きな影響力を獲得している」[Shimazono 2007 : 707]。この議論は新たな著作でより詳しく述べられている。[島藺 2010] を参照。

送室で彼と合流した<sup>97</sup>。その日の午後、彼は再び靖国神社を訪れ、関係者に向けて神社がこの最初の危機を生き延びたことを確言した<sup>98</sup>。

神道指令によって神社が廃止されることはなかったが、靖国神社の将来的な地位とその存続はいまだ不確定であった。指令は日本人に「完全な宗教の自由」を保証したが、それは神道の実践も含んでいた。しかしそれは、ある条件が満たされる必要があることも指示していた。「神社神道ハ国家カラ分離セラレ、ソノ軍国主義的乃至過激ナル国家主義的要素ヲ剥奪セラレタル後ハ若シソノ信奉者が望ム場合ニハ一宗教トシテ認メラレルデアラウ、而シテソレガ事実日本人個人ノ宗教ナリ或ハ哲学ナリデアル限リニ於テ他ノ宗教同様ノ保護ヲ許容セラレルデアラウ」<sup>99</sup>。

神道指令は、「一九四六年三月十六日迄ニ本司令部ニ対シテ本指令ノ各条項ニ従ツテ取ラレタル諸措置ヲ詳細ニ記述セル総括的報告書ヲ提出スベキモノナルコト」という日本帝国政府に対する指示によって締めくくられた。ウッダードによれば、バンスは用心深い取り組み方を追及し、「慎重で公正な政策の公式化を可能にするような」十分な情報が集められるまで、靖国神社に関するいかなる最終的決定も延期した<sup>100</sup>。彼にはその「軍国主義的、そして超国家主義的な要素」が本当に除去されるのか確信がなかった。また、国家による管理と財政的支援が除去された後で、それが任意団体として生き延びることができるのかということも明らかでなかった。

靖国の運命がいまだ決定されていなかったという事実は、神道指令を公布した後、宗教課によって取られた他の行動からも明白である。その一つはウィリアム・ウッダードの役割に関係している。ウッダードは1946年の夏に宗教課に加わったのであるが、その最初の任務は、靖国神社と他の護国神社の研究を行い、「過去数十年間におけるそれらの明白に軍国主義的な利用は、生得的なものなのか、あるいは過激派がそれらを用いた結果なのか」という問題に取り組むことであった<sup>101</sup>。靖国神社の主典である坂本定夫の協力を得て行われたが、その調査は2年にわたる計画であり、部分的には靖国神社がどの程度まで神道指令の要求に応じたかを見るための行動であった。1947年1月6日に、計画のうちわずか6ヶ月が経った段階で、ウッダードは彼の見解を内密の文書によって伝えた。その中で彼は「靖国神社の存続は許可されるべきである。靖国を排除しても得られることはほとんどなく、むしろさらなる問題を生み出すことになるだろう」と忠告した<sup>102</sup>。この忠告にもかかわらず、調査と討議が始まってから2年経過しても、これらの神社の最終的な処分に関しては総意に達していなかった、とウッダードは後に報告した<sup>103</sup>。

靖国神社と護国神社に関する最終的判決がいまだ定まっていなかったことを示すもう一

<sup>97</sup> 岸本のラジオ放送の英語訳は、[Woodard 1972] のAppendix F:6 に収録されている。

<sup>98</sup> [岸本 1963 : 273]、そして岸本の日記における12月17日の内容を参照。

<sup>99</sup> [Woodard 1972] のAppendix B:5 の298頁を参照〔訳注：この翻訳では当時の日本語訳を参照した〕。

<sup>100</sup> [Woodard 1972 : 160]。宗教課と靖国神社双方からの記録が、この解釈を裏付ける。

<sup>101</sup> [Woodard 1972 : 161]。

<sup>102</sup> [Woodard 1947]。

<sup>103</sup> [Woodard 1973 : 163]。

つの指標は、1946年11月13日の「現在宗教組織に使用されている国有地の処分Disposition of State-Owned Land Currently Used by Religious Institutions」に見出されるかもしれない。これはD・R・ニュージェントD. R. Nugent中佐によって作成され、SCAPによって公布されたものである。日本語では「社寺国有境内地の処分法案」と呼ばれるこの指令は、明治政府によって収用された土地を神道の神社と仏教寺院に返還した。だが、それはあまねく適用されたのではなかった。実のところ、この文書は明らかに「宗教組織に土地所有権を移転するための条項は、軍事神社（靖国神社、護国神社、招魂社）の場合には適用されないものとする」（傍点引用者）と述べていた（3f節において）<sup>104</sup>。この指令を見た者の多くが、これが意味しているのは占領軍の宗教政策の責任者らがいまだこれらの神社の廃止に傾いているということだと推測したのはもっともなことである。これは確かに、後に神社本庁に属することになる神道の指導者および文部省宗務課の数人の職員の見解であった。たとえば、このSCAPの行動の直後に、福田繁は11月19日と21日の両日にバンスのもとを訪れ、この決定の含意について議論した。バンスは、靖国神社と護国神社の軍事的側面が実際に取り去られることができたのかいまだ不明確であるがゆえに、これらの神社は除外されたと説明した<sup>105</sup>。

岸本の記述もまたこの解釈を裏付ける。彼が書き留めたところによれば、神道指令の結果として一つの神社も閉鎖されなかったにもかかわらず、靖国と護国神社はいまだ問題があると見なされており、これらの神社関係者たちも「身の危うさは十分に承知していた」という。この理由のために、靖国の神主たちは次々と提案を出して宗教課と論議した。そうして彼らは時間を稼ぎ、そしてついに、占領軍にもこれらの神社を受け入れさせるような変化を設けたのだと岸本は説明する<sup>106</sup>。この意味では、占領期の終わりまで、靖国神社の神主は彼ら自身の生き残りに——少なくとも部分的には——責任を負うようになった。宗教課が、靖国神社を「平和的」組織に変革する適切な手段がとられたと確信するまでは、さらに数年の調査と監視が求められることになった。

## 靖国神社の変質

靖国神社はいかにして占領初期にビッテル神父が神社を破壊から「救った」という物語を促進し、称賛してきたが、これは明らかに修正主義的な過去の改変であり、それは神社自身の歴史的記録を偽って伝えている。以下の分析が示すように、靖国神社は神道指令の要求に応じて本質的な変化を遂げ、数年かけて自らを、陸海軍の行政管理下にあった「軍事神社」から、任意宗教団体、そして一般民衆の神社へと変質させたのである。

<sup>104</sup> この文書は [Woodard 1972] の Appendix B:8 の 300-301 頁に収録されている。3f節は 1951 年 8 月 14 日まで廃止されなかった。以下の 36-37 頁を参照。このSCAPの行動と、次いで起こった富士山をめぐる衝突に関しては、[Bernstein 2008] を参照。

<sup>105</sup> [神社新報社 1971 : 77] [渋川 1967 : 201-202] [渋川 1993 : 519] に加えて、この会合に関する福田自身の省察を参照 [Fukuda 1988 : 9-10; Fukuda 1993 : 535]。渋川謙一は、神社本庁によって刊行された新聞である神社新報のジャーナリストだった。彼は神道指令が公布された直後に神社本庁に入庁した。

<sup>106</sup> [岸本 1963 : 280]。

筆者が上で言及したように、神道指令が公布される前においても靖国の指導者たちは既に占領統治下で神社を維持するために要求されることについて考えていた。岸本との10月の会合で、最初に率先して行動した神主である高原は、なされる様々な変化について示唆していた。彼の後継者であり、1945年11月16日に権宮司としての官職を引き継いだ横井時常は、ただちにこれらの可能性、そして他の可能性を追求した。靖国神社が生き延びることを可能にした変化の大多数が行われたのは、横井の指導下においてであった。

臨時大祭の翌日、11月21日に岸本が神社に訪れた時、横井は初めて靖国神社の将来のための計画という主題を——名前を変更する可能性も含めて——話題に出した<sup>107</sup>。このような会談を、11月26日にCIEの宗教課の部屋に訪れ、バンスに会った際に、彼は引き続き行った。そこで彼は、坂本定夫に加え、宮地教授や岸本と同行していた<sup>108</sup>。横井はさらに1946年1月21日にも、再び宮地や岸本と同行して、バンスと会った。それは靖国神社「問題」に関してさらなる議論をするためであった<sup>109</sup>。この会合で横井は、多くの変化を導入する用意があり、靖国神社を新しい宗教法人令のもとで宗教法人として登録するつもりだと述べた。さらには崇敬者を遺族の集まりから、自らの代表を選ぶ団体へと組織するという計画についても議論がなされた。それは、任意宗教団体として、神社の新たな存在形態が始まることを示すものであった<sup>110</sup>。

この時のバンスとの会談は、横井の意図が靖国神社を軍事的連想から引き離すことにあったということも明らかにしている。それは、遊就館——神社の境内にある資料館であり、通例は兵器と戦争関連の資料を展示していた——を娯楽とレクリエーションのための施設に変質させることも含んでいた。「将来は内容を全然変へて娯楽場（ローラースケート・ピンポン・メリーゴーランド等）及映画場にしたいと思つてゐます」と、彼はバンスに説明した。中止されている靖国の「祭り」を復活させる計画はあるのか、とバンスが尋ねると、横井は答えた。「神道の原理は笑にある。参拝に来る遺族達は大いによろこばせてやりたい。若し許されれば、多少野卑になる點があつても歡樂郷を建設して行くという方向に進みたいと思つてゐます」<sup>111</sup>。

<sup>107</sup> この会談は11月21日の岸本の日記の内容において記録されている。以下の分析で筆者は、[靖国神社 1983-84]の一部として刊行された出典から少しずつ情報を収集した。とりわけ有益だったのは、下巻の81-85頁に収録されている「横井時常口述、靖国終戦覚書」という覚書であった。これは1966年10月29日に横井によってなされた口述に基づいている。また、下巻の74-78頁に収録されている1949年5月17日のウッダードへの宮司の報告も有益であった。

<sup>108</sup> [靖国神社 1987: 412]。坂本は、宗教課の記録と靖国神社の記述の双方において、定期的に登場する。彼は横井とバンスとの会合で書記を務め、1946年の夏に始まった靖国と護国神社の2年間の調査では、ウッダードと共に働くよう任命された。

<sup>109</sup> [靖国神社 1987: 481-482]。

<sup>110</sup> [靖国神社 1983-84] 下巻の18-19頁。

<sup>111</sup> “Outline of Discussion Between Lt. Bunce and Second Priest Yokoi / GHQ—21 January 1946 / Interpreter—Mr. Kishimoto / Note Taker—Mr. Sakamoto,” in the Woodard Collection, University Oregon. この出典は現在、国立国会図書館の靖国神社問題に関する資料のコレクションにおいて利用可能である。<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2007/200704/0075-0112.pdf>. この議論は[靖国神社 1983-84] 下巻の31頁にも記録されている。〔訳注：この翻訳では[靖国神社 1983-84] 下巻を参照した。〕

靖国神社における祭日は、十数年の間、陽気で愉快なものであり、それはしばしば、参道に並ぶ通常の屋台に加えて、曲馬、相撲場所、そしてサーカスと猿回しを含んでいた。そのことはここで想起するに値するだろう<sup>112</sup>。しかし戦争が激化するにつれ、軍事政権は靖国神社の境内における娯楽と気晴らしのための活動を制限し始めた。事実、より厳粛でいかめしい雰囲気を作り出すことを目指した新しい政策が、1939年春の臨時大祭から開始された<sup>113</sup>。バンスとの会合の後に、横井は指導力を発揮して、靖国神社を軍事的な連想から引き離し、かつての特徴であったより祝祭的な雰囲気を回復するべく、組織的な変化を実行した。結局のところ、「娯楽施設」の計画は実現されることがなく、1946年11月から遊就館は保険会社に事務所スペースとして賃貸しされた<sup>114</sup>。

靖国神社を宗教法人として登録するという横井の計画は、バンスとの会合から2週間以内に可能になった。1945年12月の終わりに公布された宗教法人令は、当初戦時中の宗教団体法で宗教団体として登録されていたもの（仏教、キリスト教、そして教派神道）にのみ適用されたが、1946年2月2日に改訂され、神道の神社も含むようになった。これらは内務省の神祇院の管理下にあり、政府には「宗教」団体として扱われていなかった。このような法令の改訂と神祇院の廃止により（それは同時に神社と国家の紐帯を明確に切断した）、靖国と他の神社は宗教団体として登録することが許された。靖国は必要な書類を作成し、1946年9月7日に公式に宗教団体として承認された<sup>115</sup>。

靖国はもはや国家の監督や陸海軍の管理の下にはなかったため、多くの変化を相当に早く実行することが可能になった。新たな方向付けを象徴する最も急激な変化は、陸軍における様々な指名に従って、1938年からその職に就いていた鈴木孝雄に取って代わらせるため、新たな宮司を任命したことだった。彼の後継者であり、1978年に没するまで宮司を務めた筑波藤麿（1905-78）は、軍隊との結びつきを有していなかった<sup>116</sup>。

建物の名前に関する変更でさえも新しい方向付けを反映していた。1933年に境内に建てられた国防会館は、1946年9月4日に靖国会館と改名された。そしてそれ以降靖国会館は、

---

<sup>112</sup> 靖国神社の歴史的記録は、神社の生活の定期的で期待された部分となっていた活動の範囲に関する、膨大な証拠資料による裏付けをもたらしている。

<sup>113</sup> [入江 2001 : 73-78] は、「娯楽性を禁じて」神社を「荘厳化」した、このような政策における変化について有益な議論を提供している。またこの記述は、これらの新しい展開が、小学校の児童のための教科書の中で、靖国神社の表象と性格付けにおいてどのように反映されたかも示している。

<sup>114</sup> [靖国神社 1987 : 491]。[辻子 2007 : 56-57] は、問題の保険会社である富国徴兵相互保険会社は、1946年に占領政府によって日比谷のオフィスビルが接収されたために、遊就館を賃借しはじめたと指摘している。

<sup>115</sup> [靖国神社 1983-84] 下巻の18-19頁参照。

<sup>116</sup> 筑波は皇室との血縁があり、1925年から貴族院の一員を務めていた。筑波の在任期間中に、非日本人戦没者を記念するための場所として鎮霊社が境内に建てられた。彼が宮司だった時に、A級戦犯合祀の可能性に関する問題が討議されたが、彼は慎重であり、相当な圧力にもかかわらずこれを始めなかった。彼の後継者である松平永芳は軍隊出身という経歴であったが（彼は戦時中海軍に勤め、1954年以降は自衛隊に勤めていた）、宮司として任命されてからわずか3ヶ月後の1978年11月17日に素早くA級戦犯の合祀を処理した。これらの宮司に関する詳細は、[靖国神社 1983-84] 下巻の299-300頁に記録されている。また、[Breen 2008 : 8-11] も参照。

文化事業と、参拝遺族の一時的宿泊のために用いられるようになった<sup>117</sup>。

最も深い変化は、神社の年中行事表から、軍事的な、あるいは国民的な意義を持つ儀礼と行事が取り除かれたことだった。これは明らかに神道指令に対応するものだった。靖国神社は国家神道と皇室に関連した儀礼を除去した。それらはたとえば、神武天皇の即位を祝う紀元節や、遠方から神武天皇と大正天皇の墓所に敬礼する儀式である遥拝式などである。定期的な合祀祭もまた 1947 年にGHQの指示に応じて中止された。とはいえ、靖国神社は合祀祭を公表されない私的な典礼として継続していたのであるが<sup>118</sup>。

儀式的空白は、日本人の日常的な信仰生活により密接に関係した多くの儀礼と式典によって満たされ、様々な年間行事の予定もまた組み直された（図 2 参照）<sup>119</sup>。たとえば、春季例大祭と秋季例大祭の日付は、大正時代には 4 月 30 日と 10 月 23 日に定められていた。それは 1904-05 年の日露戦争における陸海軍の軍事的勝利を記念するためであった。これらの祭は、広く執り行われている祖霊祭祀との関係で再定義された。祖霊祭祀は伝統的に春分と秋分の週に举行されるため、日付は 4 月 21 日と 10 月 18 日に変更された<sup>120</sup>。数年間をかけて靖国神社は、全国の多くの他の神社で典型的に見られるような、庶民的な年間儀式や人生儀礼も追加した。たとえば雛祭や端午祭、そしてより最近では七五三や成人の日などである。

日程が変更／追加された年	儀式／式典
1946	春季例大祭（4月21日） 秋季例大祭（10月18日）
1947	みたま祭（7月13-16日） 七五三（11月15日）
1948	雛祭（3月3日） 端午祭（5月5日）
1949	成人の日（1月11日）
1950	永代神楽祭

図 2：1946-50 年における靖国神社の新しい儀式と式典

おそらく靖国神社の儀礼生活への最も重要な追加は、みたま祭である。この発展は、著名な民俗学者である柳田国男（1875-1962）に鼓舞されたものだとされている。1946 年に柳田は、新しい靖国文化講座の一部として、「氏神と氏子」というテーマを扱った講義を数多く行っていた。靖国文化講座は、戦後の日本社会に適した「正しき」日本文化への近づき方を与えるべく開始された連続講義であった<sup>121</sup>。所功によれば、この講義の間柳田は、

<sup>117</sup> [靖国神社 1987：488-489]。

<sup>118</sup> [靖国神社 1983-84] 上巻の 293-294 頁, 297 頁を参照。

<sup>119</sup> [靖国神社 1983-84] 下巻の 74-78 頁を参照。新たな儀礼の開始に関する詳細は、[森谷 1973:183-185] にもある。

<sup>120</sup> これらの変更は、[靖国神社 1987：490] [森谷 1973：178-180] の中で記述されている。

<sup>121</sup> [靖国神社 1987：488]。国家神道に関連する柳田の見解と、1946 年の靖国神社講義についてのより

亡くなった兵士の魂は祖霊の世話と結びついた伝統的な実践によって慰められるべきだという見解を表明し、みたま祭の開催を始めるよう神社に促したという<sup>122</sup>。柳田が連続講義を始める以前においても、長野県から来た盆踊り団体の集会在靖国神社で7月に催されたという事実は、祭られた霊のための儀礼と踊りの発展、そしてみたま祭の開始に関して、おそらくその他の影響と感化の源泉が——より有名でないにしても——あったことを指し示している。いずれにせよ、靖国神社はその4日間の祭を翌年の7月から公式に始め、それ以来ずっと「英霊を慰める」ために催されている<sup>123</sup>。

こうした重要な年間祭事の発展に加えて、靖国神社は遺族からの個人的要求にも応えて、その家族の命日にある種の式典を開催した。1950年の10月に、靖国神社は新たな制度を設立し、興味を持った家族はそれによって永代神楽祭を頼むことができるようになった。永代神楽祭は、祭られた神に対する伝統的な音楽と踊りの奉納によって成り立っていた。靖国を「一般民衆の神社」に改造しようとするこのような努力は、多くの家族が感じていた必要性に明白に対処し、このような追悼儀礼が1985年までに3万8千回以上も催されたと神社は報告している<sup>124</sup>。

言及しておくべき最後の变化は、靖国神社が国家機関から自営の任意宗教団体に変質したということである。靖国神社の地位の変化と、政府支援の排除を考慮すると、神社を維持し神主と職員に生活の糧を提供するために、横井は新たな収入の源を探し求めなければならなかった。遊就館を事務所スペースとして貸し出すことはたった一例にすぎない。横井は、神奈川県三浦半島にあるかつての軍用地に神社の職員を送り、耕作させることにより、神社を維持するという可能性さえ一時は探っていた<sup>125</sup>。靖国神社が宗教法人になった最初の年に、彼と他の神主数名は日本中を広く旅して靖国神社の新たな状況について説明し、遺族の間から支援者の集団を發展させた。このような従来から存在していた会員の基盤を活用して、横井と他の職員は自発的な組合、あるいは奉仕団体である「講」の組織化を開始した。それは最初神社周辺の九段地域付近で組織化されたが、その後全国に広まっていった。1949年までに靖国神社は、東京における10個の集団と、10の異なる県に四散した残りの集団を含む、49個のそのような組合が創設されたと報告することができた(図3参照)。一人につき10円から13円の会費が集められ、それぞれの講は神社を支援するために資金の約半分を寄付した。財政的援助に加えて、これらの組合は、年間を通じた神社に対する様々な集団的活動、奉納、そして奉仕の基礎となった<sup>126</sup>。これらの新たな組合の発展は、より大きな文脈の中で見られなければならない。すなわち、定期の春季例大祭・

---

詳細な分析に関しては、[宮田 1999] も参照。

<sup>122</sup> [所 2007]。特に70頁・116頁を参照。所は公式ガイドブック『ようこそ靖国神社へ』の編者である。この発展における柳田の直接的役割を確証する他の出典を、筆者はまだ見つけることができていない。

<sup>123</sup> [靖国神社 1987: 487-488] を参照。

<sup>124</sup> [靖国神社 1987: 513] を参照。

<sup>125</sup> [中村 2007: 209-210] を参照。

<sup>126</sup> 靖国神社の記述は、様々な特徴的集団について触れている。それらの発生した集団は、儀礼的行事(永代神楽講、献華講)や資金調達活動(献饌講)に寄与した。

秋季例大祭や、その他の年間行事に参加する崇敬者の数の急激な減少という文脈である。たとえば 1944 年の正月には、神社への参拝者はおよそ 73 万人に達した。しかしそれから 3 年後には、これがわずか 3 万人にまで下落した<sup>127</sup>。

設立された年	奉仕団体の数	構成員の数
1946	0	0
1947	13	12,877
1948	36	7,909
総計	49	20,786

図 3：1946-48 年における靖国神社奉仕団体の発展  
 ([靖国神社 1983-84] 下巻の 77-78 頁 に基く)

これらの意義深い変化の全ては、1949 年の宗教課に対する宮司の報告の中で整然と説明され、靖国神社が軍事神社から平和的宗教機関へと、そして大衆の神社へと根本的に変質したことの証拠として提示された。この変化は、「創立の精神の再生」と靖国神社の戦時中における軍国主義的方向性からの転換、という観点から説明された。「英霊顕彰」に焦点を当てる代わりに、靖国神社は再び「慰霊安鎮」に専念したのである<sup>128</sup>。

靖国神社の非軍事化とその平和的宗教機関への変質は、ついに宗教課を説得し、神社の在り方に関する最終的決定に到達させた。ビッテルとバーンが靖国神社を「救った」と伝えられる時からおよそ 6 年後、1951 年 8 月 28 日に公布された指令は以下のように結論付けた。「いかなる抑圧的な行動もとられないこと。そしてこれらの国有地に位置する〔軍事〕神社が、類似した状況下の他の宗教組織と同じ根拠において、その境内を購入することが許可されるべきであること」<sup>129</sup>。宗教課は、サンフランシスコ平和条約の調印（1951 年 9 月 8 日）のわずか数日前まで、他の宗教団体と同様の条件のもとで靖国神社を容認することを延期していたのである。もうこの時には、米軍と占領軍の権力者は靖国神社に結び付けられた長引く潜在的問題よりも、韓国での戦争の方に関心を抱いていた<sup>130</sup>。

<sup>127</sup> [中村 2007 : 211] の中で報告されている。

<sup>128</sup> この新たな方針は報告の中で明確に述べられている。「御創立の主要なる精神——即ち慰霊鎮祭——に則し、御祭神奉慰の祭祀を行つてゆく方針である」([靖国神社 1983-84] 下巻 75 頁)。<sup>[渋川 1967:204-205]</sup> は、方向性におけるこのような変化はほとんど「自発的」ではなく、神社が占領統治下で生き延びるために強制された順応にすぎないと主張する。初期における英霊への称賛の強調が、占領後の時代にすぐさま儀礼生活に——遊就館における展示と同様——復帰したことを考慮すると、渋川の解釈はおそらく正しいのだろう。しかしながら、占領期間中になされた順応と追加のうちいくつかは、靖国神社が軍事政権下にあった時には不可能だった、より豊かな信仰生活を開拓したいという神主たちの真正な欲求を反映したものであった、ということも論証できよう。

<sup>129</sup> [Woodard 1972 : 163] で言及したように (31 頁)、「現在宗教組織に使用されている国有地の処分」に関する 1946 年 11 月 13 日の SCAP の決定の 3f 節は、神社に土地を返還するという合意から靖国と護国神社を除外していた。

<sup>130</sup> 宗教課は靖国神社に関してさらなる行動を取ろうとしなかったが、一方でウッダードは 2 つの最終的な覚書を 1951 年に作成した。その中で彼は、戦後を通じて神社を取り囲むことになるいくつかの問題を予



この研究は、外国人のカトリック司祭が占領の初期数ヶ月に介入し、靖国神社を不可避の破壊から救った、という通説を批判的に考察することから始まった。我々が見てきたように、この興味深い通説は半分だけ真実だということが明らかになった。ビッテルとバーンが1945年の後半に靖国神社のために懇願を行ったということは否定しえない。だが参照しうる記録によれば、この介入が取るに足らないものだったということも同程度に明らかである。彼らの意図がいかなるものであったにせよ、現在靖国神社が存在していることに関して、彼らは「称賛」と「非難」のどちらも受けるに値しない。この時代の様々な記録からは、はるかに複雑な歴史が垣間見れる。占領期の大半において靖国神社の状態と地位は危ういままであり、その運命はまさに占領期の終わりまで討議されていた。その上、多種多様な組織と行為者——アメリカ人と日本人の双方——が、最終的な結論を決定する上で重要な役割を果たしていた<sup>131</sup>。

結局のところ靖国は自らの存続を、宗教課が——日本の学者と協議して——靖国神社の「宗教的」本質を承認したという事実を負っていた。このような解釈と、宗教の自由な実践の確立に関する米国の政策綱領とを考慮したために、用心深い取り組み方が採用され、神道指令はいかなる神社の閉鎖も命じなかった。しかし、靖国の存続は明らかに条件付きのものであり、その軍国主義的・超国家主義的な要素と結合が実際に除去されうるかというところに拠っていた。多くが起ころうにもないことだと考えたにもかかわらず、靖国自身の歴史的記録は、少なくとも幾人かの神主がその「宗教的」アイデンティティを受け入れ、靖国神社を戦時中の方向から遠ざけようと具体的な手段を取ったことを明らかにしている。靖国神社はまた、一般の奉仕団体と遺族の集団に支援されて、自らを任意宗教団体に変化させることを可能にし、そして困難な終戦直後の時期においても、政府からの財政支援を受けることなしに生き延びることができた。

靖国神社が、宗教法人令と1952年に法令に取って代わった宗教法人法のもとで、「宗教」法人になることによって生き延びたという事実は、カトリック教会にとって根本的な問題を生み出した。占領期においてカトリック教徒は、教会が1936年に承認した立場のために、

---

想していた。たとえば、公式参拝（吉田首相は既に10月の式典に参加することを計画していた）、国家援助に値する特別な「非宗教的」神社として靖国を再定義すること、そして靖国が国家機関として復帰した場合に、公立学校における要求として神社参拝を復活させる可能性、などである。ウッダードはこれらの潜在的展開に反対していたが、占領後の社会秩序の形を決定するのは、日本人とその選挙によって選ばれた役人の責務であることを承知していた。ウッダードの1951年10月12日の覚書“Attendance of Prime Minister Yoshida at Yasukuni Shrine”及び、ウッダードによる“Commemoration of War Dead”に関する日付のない覚書を参照。これら2つの文書はオンラインで利用可能である。

<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2007/200704/0075-0012.pdf>.

<sup>131</sup> レイ・A・ムーアRay A. Mooreが主張したように、敗北した日本は「アメリカ人が一連の改革を書き込めるような、空白の黒板ではなかった」。むしろそれは明らかに「日本人の参加者とその目標による、日本人の理想が出来事に影響を及ぼした、日本の歴史」であった [Moore 1979 : 723]。

靖国神社の問題に関してかなり共通した認識を有していた。しかし、靖国神社の自己理解が徐々に変わるにつれ、戦後日本のカトリック教徒の多くは、靖国で行われていることは単なる市民的義務と愛国心の表明にすぎないという戦中の解釈に、もはや素直に従うことができなくなった。上智大学に配属されたもう一人のイエズス会士であるポール・フィスター Paul Pfister は、いかに日本人司教が戦後初期におけるこの矛盾に骨折ったかということを書き記している。

戦争が終わった後で、国家神道は廃止され、あらゆる種類の神道は宗教組織であることが宣言された。それゆえ 1946 年の会合における典礼書は、新たな状況のもとでカトリック教徒は神社参拝を行うことができない、と決定した。彼らは神社と寺院への寄付、そしてそのような場所における結婚の儀式も禁止した。……しかし徐々に、とりわけ平和条約の後で、様々な権威による全ての宣言にもかかわらず、神道はいまだ日本人の大半によって国民的、愛国的性格の何らかの表明と捉えられ、少なくともいくつかの神社は主として市民的で国民的な組織として考えられていることがますます明らかになっていった。そのうえ、公的な権威と高官も神社をそのような方法で捉え続けていた。それゆえ、1936 年のローマの指示を、再び戦後の神道に適用することが必要になった<sup>132</sup>。

バチカンからは新たな指示が公表されなかったため、これはいまだに教会の「公式」の立場を表している。しかし、今日の日本人司教は、もはや状況を同じようには見ていない。過去の 30 年間にわたって、カトリック中央協議会は靖国神社とそれに関連する問題の領域に関して 20 を超える批判的声明を発表してきた。その議論はたとえば、靖国神社を再国有用化しようとする行動、首相と政府関係者による公式参拝、日の丸と君が代の法制化、修正主義的な教科書、教育基本法の改正、そして、参拝を「社会的儀礼又は習俗的行為」として定義するための自民党による改憲の提案（とりわけ第 20 条と第 89 条）などに関するものである<sup>133</sup>。司教たちはこの再定義が、公務員だけではなく学校の児童と教員に、個人的な信仰や傾倒とは無関係に、彼らの義務の一部として神社への参拝を再び要求するための法的根拠を与えることを懸念している。

2006 年の司教総会では、これら全ての問題に焦点を当てて論じるような質問が議題に上った。すなわち、「もし我々の子供たちが神社参拝に参加するよう再び強制された時には、我々はどうするのだろうか？」この疑問と信教の自由に対する危機を考慮して、司教たちはこれらの点に対処する特別な会合を招集するのを感じた。彼らはその調査と討議の結果を 2007 年に『信教の自由と政教分離』として刊行した<sup>134</sup>。この本の中で谷大二司教は、将来的に参拝が、公立学校の式典において生徒と教師が日の丸の前で起立し、国家を歌う

<sup>132</sup> [Pfister 1955 : 264]。この点に関しては、[Swyngedouw 1967 : 584] を参照。

<sup>133</sup> これらの公式声明と文書は [カトリック中央協議会 2002] に収録されている。これらはオンラインでも利用可能である。 [http://www.cbcj.catholic.jp/jpn/doc/doc\\_bsps.htm#syukyuo](http://www.cbcj.catholic.jp/jpn/doc/doc_bsps.htm#syukyuo); および、<http://www.cbcj.catholic.jp/jpn/doc/cbcj/061102.htm>。

<sup>134</sup> [カトリック中央協議会 2007] を参照。

よう要請されるのと、きわめて類似したやり方で捉えられうるという懸念を表明した<sup>135</sup>。過去の公的機関における強制の歴史を反省し、教会が戦時中にその預言者的役割を果たせなかったことを認めた上で、司教たちはそれを今度こそ正しく対応したいという意思を表明した<sup>136</sup>。カトリック教徒は靖国参拝が今日意味しているものを批判的に考え、その参加がアジアの隣人たちにとって何を象徴しているかを考慮する必要がある、と司教たちは主張した。司教たちの見解では、靖国神社とそれに隣接した資料館である遊就館は、本質的に日本の過去の侵略戦争を美化し、正当化しているという。

現代の日本におけるカトリック教会は、司教たちのより最近の批判的立場を支持する者と、1936年の方針がいまだ妥当で拘束力があると捉える者に、明確に二分される。多くの著名な日本人カトリック教徒は、司教たちの近年の立場を受け入れず、靖国神社に対する支持を表明し続けている。日本の政界においては、はじめに言及したように、前首相である麻生太郎がこの立場の支持者として広く認知されている。もう一人は自民党の議員である山谷えり子である。山谷は、靖国参拝を支持する若手国会議員の集団の幹事長を務めてきた。彼女は首相による公式参拝の強固な支持者である<sup>137</sup>。有名なカトリックの小説家である曾野綾子と彼女の夫である三浦朱門もまた、今日における靖国の断固たる支持者である<sup>138</sup>。このような分裂と、カトリック教会内部の戦後の議論は、明らかに解明することが困難で複雑なもう一つの物語である。それゆえ、これは別の機会に取り上げるべきテーマであろう。

※本論文の初出は、『*Monumenta Nipponica*』65-1（上智大学、2010年）所収の「How Yasukuni Shrine Survived the Occupation : A Critical Examination of Popular Claims」（89-136頁）である。

---

<sup>135</sup> [谷 2007 : 25] を参照。

<sup>136</sup> 次のことを特筆するのは興味深い。すなわち、先に考察したオリジナルの記述の一つの著者であり、ビッテルの忠実な支持者である志村辰弥でさえも、日本が右傾化したり、靖国神社の再国有化の運動に対して司教たちが反対の意を表明したりしているので、1945年にビッテルとバーンが靖国神社を守るためにしたことは正しかったのかと疑い始めている、と認めた。志村のコメントは[高橋・鈴木 1989 : 141]に記録されている。

<sup>137</sup> 問題になっている集団とは「平和を願い真の国益を考える靖国参拝を支持する若手国会議員の会」である。山谷は「神道政治連盟国会議員懇談会」の一員でもある。これは、神道政治連盟を後援者とする国会議員のための円卓会議である。神道政治連盟は、公共生活における神道の役割を復興するべく1969年に設立された団体である。

<sup>138</sup> 曾野綾子の場合、靖国への支持は根本的な変化を表している。1985年の論考では、彼女は、新しい宗教的に中立な戦争追悼施設が、靖国の代わりになるものとして建てられるべきだと主張していた[曾野 1985]。総理大臣と他の政府関係者による靖国参拝の問題を検討するため、中曽根政権が結成した委員会の一員を務めていた時も、彼女はその立場を取っていた。しかし、2005年には彼女は他のネオナショナリストたちに同調し、「靖国に参ります」と宣言した[曾野 2005a,b]。彼女の夫、三浦は、『靖国神社—正しく理解するために—』の編者である[三浦編 2005]。この本の中で彼は、日本のカトリック教徒としての靖国神社に対する彼自身の評価を表明している。現代カトリック教徒と靖国に関する近年の分析としては、[Breen 2009] および [Breen 2010] を参照。

## 参考資料

- 阿部美哉. 1993. 「占領軍による国家神道の解体と天皇の人間化—GHQによるわが国体の変革—」 井門富二夫編『占領と日本宗教』未来社、73-118。
- 秋山ちえ子. 1985. 『われら人間コンサート』暮らしの手帖社。
- 朝日ソノラマ編集部編. 1973. 『マッカーサーの涙—ブルノー・ビッテル神父にきく—』朝日ソノラマ。
- 麻生太郎・渡部昇一. 2006a. 「自主独立を守り抜く日本—靖国神社の存在をカトリックは一貫して認めている—」『Voice』344 : 106-115。
- Asō Tarō and Watanabe Shōichi. 2006b. “A Talk with Foreign Minister.” *Japan Echo*, October 2006, pp.9-12.
- 麻生太郎・宮崎哲弥. 2008 「保守再生はオレに任せろ」『諸君』40-2 : 24-43。
- Bernstein, Andrew. 2008. “Whose Fuji? Religion, Region, and State in the Fight for a National Symbol.” *Monumenta Nipponica* 63-1 (Spring 2008), pp. 51-99.
- Bitter, Bruno S.J. 1972. Review of *The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions*, by William Woodard. MN 27:4, pp. 483-484.
- Bitter-MacArthur Correspondence, File R6-5 (OMS) Correspondence. MacArthur Memorial Foundation Archives, Norfolk, Virginia.
- Borton, Hugh 1967. *American Presurrender Planning for Postwar Japan*. Occasional Papers of the East Asian Institute, Columbia University.
- Breen, John ed. 2008. *Yasukuni, the War Dead and the Struggle for Japan's Past*. Columbia University Press.
- Breen, John. 2009. “The Danger is Ever Present: Catholic Critiques of the Yasukuni Shrine in Postwar Japan.” *Japan Mission Journal* 63:2, pp. 111-122.
- Breen, John. 2010. “Popes, Bishops and War Criminals: Reflections on Catholics and Yasukuni in Postwar Japan.” *Asia-Pacific Journal* 9-3-10. Online at <http://www.japanfocus.org/-John-Breen/3312>.
- Bunce, William K. 1955. *Religions in Japan: Buddhism, Shinto, Christianity*. Tokyo: Charles E. Tuttle Company.
- Byrne Correspondence, Patrick J. Byrne Papers. Boxes 3 and 5. Maryknoll Fathers and Brothers Archives, Maryknoll Mission Archives, Maryknoll, New York.
- Byrne-MacArthur Correspondence, File R6-5 (OMS) Correspondence. MacArthur Memorial Foundation Archives, Norfolk, Virginia.
- “Catholic Church vis-à-vis Yasukuni.” Box 85, Folder 4, William Woodard Special Collection (153). Special Collections and University Archives, University of Oregon Libraries.
- Creemers, Wilhelm H. M. 1968. *Shrine Shinto After World War II*. Leiden: E. J. Brill.
- ドーク、ケヴィン・池原麻理子. 2006. 「参拝は『聖なるもの』へのアプローチだ」『諸君』2006年8月号 : 24-35。
- Doak, Kevin. 2008. “A Religious Perspective on the Yaukuni Shrine Controversy.” In Breen 2008, pp. 47-69.
- Dower, John W. 1999. *Embracing Defeat: Japan in the Wake of World War II*. New York: W. W. Norton & Company.
- 海老沢有道編. 1988. 『日本キリスト教歴史大事典』教文館。
- 福田繁・渋川謙一・河和田唯賢・阿部美哉・大家重夫. 1984. 「座談会：終戦直後の宗務行政」『宗務時報』65 : 1-36。
- 福田繁. 1988. 「検証：GHQの宗教政策」『宗務時報』78 : 1-24。
- 福田繁. 1993. 「検証：GHQの宗務政策」井門富二夫編『占領と日本宗教』未来社、521-560。
- グローブ、リンダ. 2006. 「一九三二年上智大学靖国事件」（福武慎太郎訳）中野晃一・上智大学 21世紀 COE プログラム編『ヤスクニとむきあう』めこん、341-362。
- Hardacre, Helen. 1989. *Shintō and the State, 1868-1988*. Princeton University Press.
- 春山明哲. 2006. 「靖国神社とはなにか—資料研究の視座からの序論—」『レファレンス』56-7 : 49-75。
- Holtom Correspondence, Daniel Clarence Holtom Papers: Box 1, Folder 3, Personal Correspondence. Special Collections, Honnold/Mudd Library, Claremont University Consortium.
- Holtom, Daniel C. “The Shinto Dilemma.” Unpublished paper. Daniel Clarence Holtom Papers: Box 2, File 42. Special Collections, Honnold/Mudd Library, Claremont University Consortium.
- Holtom, Daniel C. 1946. “New Status of Shinto.” *Far Eastern Survey* (30 January 1946), pp. 17-20.
- Holtom, Daniel C. 1963(1943). *Modern Japan and Shinto Nationalism: A Study of Present-Day Trend in Japanese Religions*. Orig. pub. University of Chicago Press, 1943; rev. ed. 1947. Repr. New York: Paragon Book Reprint Corp., 1963.
- 井門富二夫編. 1993. 『占領と日本宗教』未来社。
- Ion, A. Hamish. 1993. *The Cross and the Rising Sun: The British Missionary Movement in Japan, Korea, and Taiwan, 1865-1945*. Wilfrid Laurier University Press.
- 入江曜子. 2001. 『日本が「神の国」だった時代—国民学校の教科書をよむ—』岩波書店。
- Iwabuchi Tatsuo 岩淵辰雄. 1945. “Abolish the Yasukuni Shrine.” *Contemporary Japan* (April-December 1945), pp. 237-239.
- 神社新報社編. 1971. 『神道指令と戦後の神道』神社新報社。
- 上智大学編. 1989-1993. 『上智大学史資料集 1-6』上智大学。

- カトリック中央協議会編 2002.『カトリック教会の社会問題に関する公的発言集 1991-2000』カトリック中央協議会。
- 日本カトリック司教協議会社会司教委員会編 2007.『信教の自由と政教分離』カトリック中央協議会。
- Kishimoto Hideo 岸本英夫 “Diary, 1945” (*Showa nijunen nikki* 昭和二十年日記). Box 56, Folder 1, William Woodard Special Collection (153). Special Collections and University Archives, University of Oregon Libraries.
- 岸本英夫 1963.「嵐の中の神社神道」新宗連調査室編『戦後宗教回想録』新日本宗教団体連合会調査室、195-294。
- Kitagawa, Joseph.1964. “Hideo Kishimoto (1903-1964).” *History of Religions* 4:1, pp. 172-173.
- 木山正義 1981.「靖国神社とブルノー・ビッテル神父」『やすくに』323号 (1981年7月)。
- 小林よしのり 1998.『戦争論』幻冬舎。
- 小林よしのり 2005.『靖国論』幻冬舎。
- Lane, Raymond A. 1955. *Ambassador in Chairs: The Life of Bishop Patrick James Byrne (1888-1950) Apostolic Delegate to the Republic of Korea*. New York: P. J. Kenney and Sons.
- “Memorandum: Freedom of Worship” (15 March 1944). In *The Near East, South Asia, Africa, and the Far East*, vol. 5 of Foreign Relations of the United States Diplomatic Papers, 1944, comp. United States Department of State. Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1944.
- Minamaki, George S.J. 1985. *The Chinese Rites Controversy from Its Beginning to Modern Times*. Loyola University.
- 三浦朱門監修 2005.『靖国神社—正しく理解するために—』海竜社。
- Miyaji, Naokazu. 1966. “An Interview with Dr. Naokazu Miyaji” (by William P. Woodard on 15 October 1946, and recorded by Dr. Hiyane Antei). *Contemporary Religions in Japan* 7:2, pp. 143-153.
- 宮田登 1999.「国家神道」青木保・川本三郎・筒井清忠・御厨貴・山折哲雄編『宗教と生活 (近代日本文化論9)』岩波書店、143-153。
- Moore, Ray A.1979. “Reflections on the Occupation of Japan.” *Journal of Asian Studies* 38:4, pp.721-734.
- 森谷秀亮 1973.『靖国神社略年表』靖国神社社務所。
- Mullins, Mark R. 2010. “From ‘Departures’ to ‘Yasukuni Shrine’: Caring for the Dead and the Bereaved in Contemporary Japanese Society.” *Japanese Religions* 35-1/2, pp.101-112.
- 名越二荒之助 1999.『大東亜戦争の秘話—恩讐の彼方— (世界に開かれた昭和の戦争記念館 歴史パノラマ写真集第3巻)』展転社。
- Nakai, Kate Wildman. 2007. “Coming to Terms with ‘Reverence at Shrines’: The 1932 Sophia University—Yasukuni Shrine Incident.” Paper presented at the symposium “Shinto Studies and Nationalism,” Institute for the Cultural and Intellectual History of Asia, Austrian Academy of Sciences, Vienna, September 2007.
- 中村直文 2007.『靖国—知られざる占領下の攻防—』NHK 出版。
- 中野毅 1993.「アメリカの対日宗教政策の形成」井門富二夫編『占領と日本宗教』未来社、27-72。
- 西山俊彦 2006.『靖国合祀取消し訴訟の中間報告—信教の自由の回復を求めて—』サンパウロ。
- 西山俊彦 2007.「なぜ『靖国合祀取消し訴訟』原告となったのか」『前夜』10:67-73。
- Nitta Hitoshi 新田均 2008. “And Why Shouldn’t the Prime Minister Worship at Yasukuni? A Personal View.” In Breen 2008, pp. 125-142.
- 岡田武夫 2007.「戦前・戦中と戦後のカトリック教会の立場—1936年の布教聖省指針『祖国に対する信者のつとめ』の再考察—」日本カトリック司教協議会社会司教委員会編『信教の自由と政教分離』カトリック中央協議会、59-80。
- 奥山倫明 2009.「岸本英夫の昭和20年」『東京大学宗教学年報』26:19-34。
- Pfister, Paul S.J. 1955. “The Church and Shinto Rites: A Historical Note.” *Missionary Bulletin* 9:5, pp.264-265.
- 斎藤吉久 2007.「ふたたびキリスト者への手紙—東京大司教様、なぜ日本の歴史の暗部ばかりをフレームアップするのでしょうか—」『正論』2007年6月号:256-264。
- Shonberger, Howard B.1989. *Aftermath of War: Americans and the Remaking of Japan, 1945-1952*. Kent State University Press.
- Seraphim, Franziska. 2006. *War Memory and Social Politics in Japan, 1945-2005*. Harvard University Asia Center.
- 渋川謙一 1967.「占領下の靖国神社」『神道史研究』15-5/6:185-205。
- 渋川謙一 1993.「占領政策と神道界の対応」井門富二夫編『占領と日本宗教』未来社、497-520。
- Shimazono, Susumu. 2007. “State Shinto and Religion in Post-War Japan.” In *The Sage Handbook of the Sociology of Religion*, ed. James A. Beckford and N. J. Demerath III, pp. 697-709. London: Sage Publications.
- 島菌進 2010.『国家神道と日本人』岩波書店。
- 志村辰弥 1991(1971).『教会秘話』中央出版社 (再版:聖母の騎士社)。
- 曾野綾子 1985.「宗教を特定しない新たな記念廟の設立を」『ジュリスト』848 (1985年11月):32-33。
- 曾野綾子 2005.「靖国に参ります」『諸君!』2005年9月号:36-41。
- Sono, Ayako. 2005. “I Will Visit Yasukuni.” *Japan Echo* (December 2005), pp.51-54.
- 菅原龍憲 2005.『「靖国」という檻からの解放』永田文昌堂。
- Swyngedouw, Jan. 1967. “The Catholic Church and Shrine Shinto.” *The Japan Missionary Bulletin* 21, pp.579-584, 659-693.

- スィンゲドー, ヤン「カトリック教会の展開・戦時下と戦後—宗教社会学的な一考察—」井門富二夫編『占領と日本宗教』未来社、321-342。
- Taguchi, Paul Yoshigoro. パウロ田口芳五郎 1937. “Catholics in Japan.” In *The Japan Christian Yearbook*. Kyo Bun Kwan.
- 高木きよ子 1993. 「岸本博士と占領時代の宗教政策」井門富二夫編『占領と日本宗教』未来社、423-436。
- 高橋紘・鈴木邦彦 1989. 『天皇家の密使たち—占領と皇室—』文藝春秋。
- 竹前栄治 1987. 「占領下の宗教改革——W. K. バンス博士にきく」『東京経大会誌』150 : 187-219。
- 竹前栄治 1988. 『日本占領—GHQ 高官の証言—』中央公論社。
- Takemae, Eiji. 2003. *The Allied Occupation of Japan*. Trans. and adapted by Robert Ricketts and Sebastian Swann. London: Continuum.
- 谷大二 2007. 「自民党新憲法草案を検証する」日本カトリック司教協議会社会司教委員会編『信教の自由と政教分離』カトリック中央協議会、17-44。
- Teeuwen, Mark. 1996. “Jinja Honcho and Shrine Shinto Policy.” *Japan Forum* 8:2, pp. 177-188.
- 所功編 2007. 『新・ようこそ靖国神社へ—オフィシャルガイドブック—』近代出版社。
- Wittner, Lawrence S. 1971. “MacArthur and the Missionaries: God and Man in Occupied Japan.” *Pacific Historical Review* 40, pp.77-98.
- Woodard, William P. “Annex: Dr. Hideo Kishimoto.” 7 pages, n.d. Box 55, William Woodard Special Collection (153). Special Collections and University Archives, University of Oregon Libraries.
- Woodard, William P. to Mr. Bunce. GHQ, SCAP, Civil Information and Education Section, Intra-Section Memorandum, “Opinions regarding future of Yasukuni Shrine,” 6 January 1947. RG No. 331, Box 5933, National Archives and Record Administration, Washington D.C.
- Woodard, William P. 1972. *The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions*. Leiden: E. J. Brill.
- 靖国神社編 1983-1984. 『靖国神社百年史 資料編 1-3』靖国神社。
- 靖国神社編 1987. 『靖国神社百年史 事歴年表』靖国神社。
- 辻子実 2007. 『靖国の闇によろこ—靖国神社・遊就館非公式ガイドブック—』社会評論社。